

第7期 伊豆の国市障害福祉計画
第3期 伊豆の国市障害児福祉計画

令和6年3月

伊豆の国市

◇◇ 目 次 ◇◇

第1章 計画の概要

第1節	計画の趣旨と背景	1
第2節	計画の性格・位置づけ	2
第3節	計画期間	3
第4節	基本理念	3
第5節	計画の策定体制	4

第2章 障がいのある人を取りまく状況

第1節	人口の動向と障がいのある人の推移	5
第2節	身体障がい者の状況	8
第3節	知的障がい者の状況	11
第4節	精神障がい者の状況	13
第5節	難病患者の状況	16
第6節	就学状況	17
第7節	幼児健診等の状況	18
第8節	人的資源の状況	20

第3章 第7期伊豆の国市障害福祉計画

第1節	障がい福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	21
第2節	障がい福祉サービス・地域生活支援事業の体系	22
第3節	令和5年度の目標達成度	
(1)	施設入所者の地域生活への移行	27
(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	28
(3)	地域生活支援拠点等における機能の充実	29
(4)	福祉施設（就労支援事業所）から一般就労への移行	30
(5)	相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保	31
(6)	障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	31
第4節	障がい福祉サービス・地域生活支援事業の評価	
(1)	障がい福祉サービスの現状と評価	32
(2)	基盤整備の現状と評価	42
(3)	地域生活支援事業の現状と評価	44
(4)	その他支援事業の現状と評価	50

第5節 令和8年度の目標値	
（1）施設入所者の地域生活への移行	52
（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	53
（3）地域生活支援拠点等における機能の充実	54
（4）福祉施設（就労支援事業所）から一般就労への移行等	55
（5）相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保	56
（6）障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	57
第6節 障がい福祉サービス・地域生活支援事業の見込量	
（1）障がい福祉サービス	58
（2）基盤整備計画	63
（3）地域生活支援事業	64
（4）その他支援事業	65

第4章 第3期伊豆の国市障害児福祉計画

第1節 障がい児福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	66
第2節 障がい児福祉サービスの体系	67
第3節 令和5年度の目標達成度	
（1）障害児通所支援等の地域支援体制の整備	68
第4節 障がい児福祉サービスの評価	
（1）障がい児通所支援サービスの現状と評価	69
（2）基盤整備の現状と評価	72
第5節 令和8年度の目標値	
（1）障害児通所支援等の地域支援体制の整備	73
第6節 障がい児福祉サービスの見込量	
（1）障がい児通所支援サービス	74
（2）基盤整備計画	77

第5章 計画推進体制

第1節 計画を推進するために	78
----------------	----

第6章 資料編

資料1 策定経過	79
資料2 伊豆の国市地域自立支援協議会委員	80

第1章 計画の概要

第1節 計画の趣旨と背景

本市は、令和3年度に「伊豆の国市第4次障がい者計画」を策定し、基本理念である「みんなでつくるまちで わたしらしく生きる」を目指し、障がい者施策を推進してきました。併せて、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスのさらなる充実に取り組んできました。

高齢化や核家族化が進み、住民の価値観や生活様式が多様化している現代社会において、障がいのある人もない人も、地域で安心して生活続けることができる住みやすいまちづくりが求められています。

国の動向としては、平成23年8月に「障害者基本法」の改正があり、共生社会の実現を目指すとともに、障がい者の定義の見直しや、差別の禁止などが規定されました。平成24年には、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行、平成25年には、「地域社会における共生の実現」を基本理念に掲げた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行されました。同年、差別の解消を推進し、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立し、平成28年4月から施行されました。

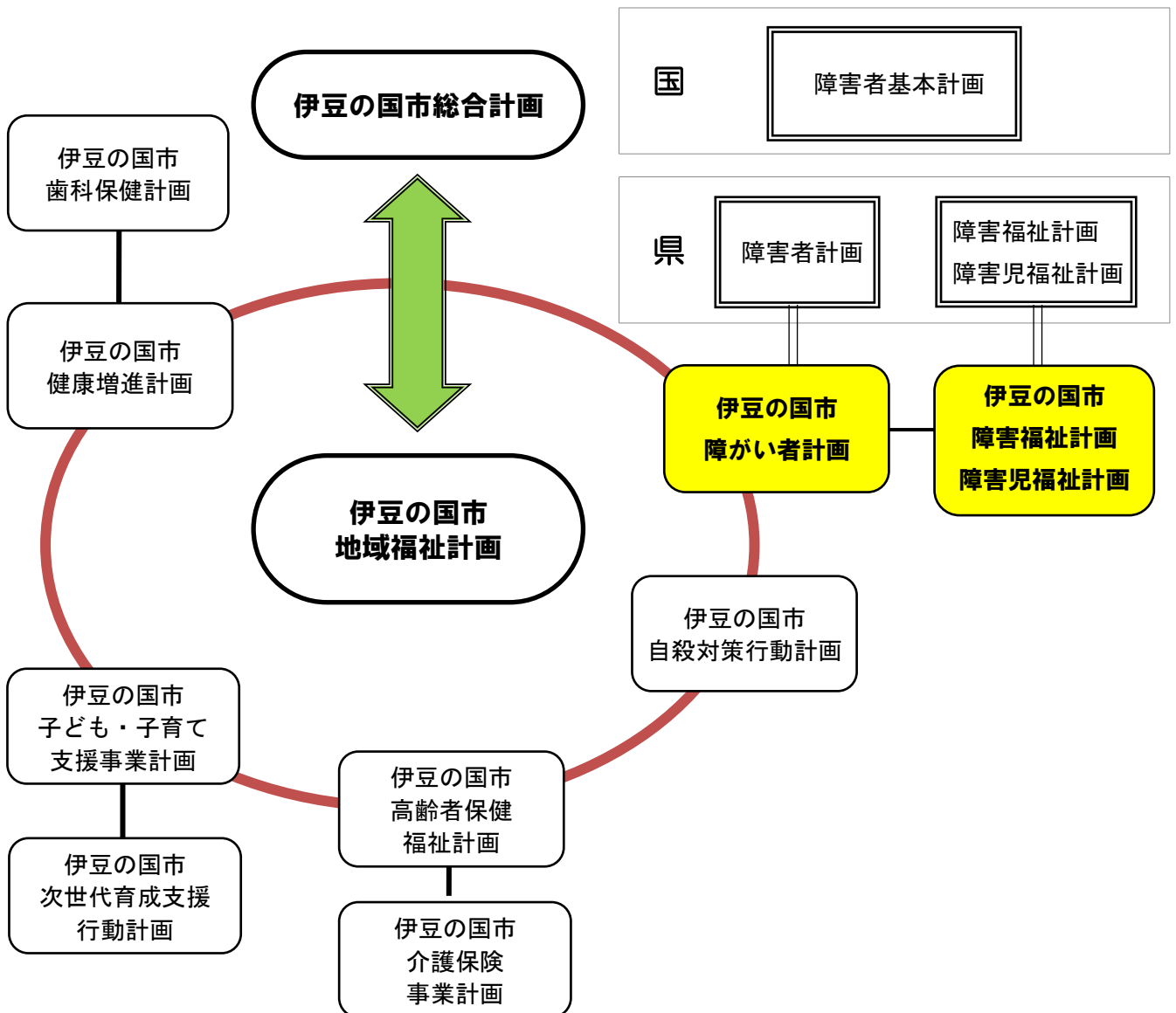
こうした国内法の整備を経て、平成26年に障害者の権利に関する条約が批准され、令和5年度には、政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画として「障害者基本計画（第5次）」が策定されました。この計画では、共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するという基本理念のもと、障がいや病気の有無にかかわらず、誰もが活躍できる社会の実現を目指しています。

一方で地域社会の現状に目を向けると、障がいの有無にかかわらず活躍できる社会の実現には未だ多くの課題が残されています。このような状況に適切に対応するため、伊豆の国市では「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス及び相談支援、障害児通所支援、障害児相談支援、地域生活支援事業を提供するための体制を確保し、伊豆の国市における障がいのある人への福祉の一層の充実に努めます。

第2節 計画の性格・位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」（第88条）及び「児童福祉法」（第33条の20）に基づき、「第7期伊豆の国市障害福祉計画・第3期伊豆の国市障害児福祉計画」として策定するもので、「障害者基本法」（第11条第3項）に基づき策定した「第4次伊豆の国市障がい者計画」で定める、各種障害福祉サービス及び地域生活支援事業、障害児支援の実施計画となるものです。

《障害福祉計画・障害児福祉計画体系図》



第3節 計画期間

「第7期伊豆の国市障害福祉計画・第3期伊豆の国市障害児福祉計画」の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とし、令和8年度に必要な見直しを行います。

また、計画の期間中であっても、関連法の改正や社会情勢の変化など計画の見直しが必要と思われる場合には、必要に応じて計画を見直します。

《障がい者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画 体系図》

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第4次伊豆の国市障がい者計画					
第6期伊豆の国市障害福祉計画 第2期伊豆の国市障害児福祉計画					
			第7期伊豆の国市障害福祉計画 第3期伊豆の国市障害児福祉計画		

第4節 基本理念

みんなでつくるまちで わたしらしく生きる

障がいの有無を問わず、一人ひとりの人格を尊重し、ともに暮らし、地域に住むすべての人が心身ともに豊かな生活を送るためには、障がいのある人も地域の一員として、社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる社会づくりの実現が必要です。また、自助・互助・共助・公助の精神のもと、一人ひとりが助け合い、支え合うまちづくりの推進を目指します。

第5節 計画の策定体制

●関係者ヒアリングの実施

障がい者施策を推進するための課題について、障がい者当事者及び家族、障害者相談員に対してヒアリングを行いました。

●地域自立支援協議会での審議

当事者団体、障がい福祉サービス関係従事者、民生・児童委員、保健福祉医療などの各分野の代表で構成する地域自立支援協議会にて、計画策定会議を実施し、実質的な審議を行いました。

●パブリックコメントの実施

計画書素案を市ホームページ及び障がい福祉課窓口で公開し、広く市民からの意見を募集しました。

第2章 障がいのある人を取りまく状況

第1節 人口の動向と障がいのある人の推移

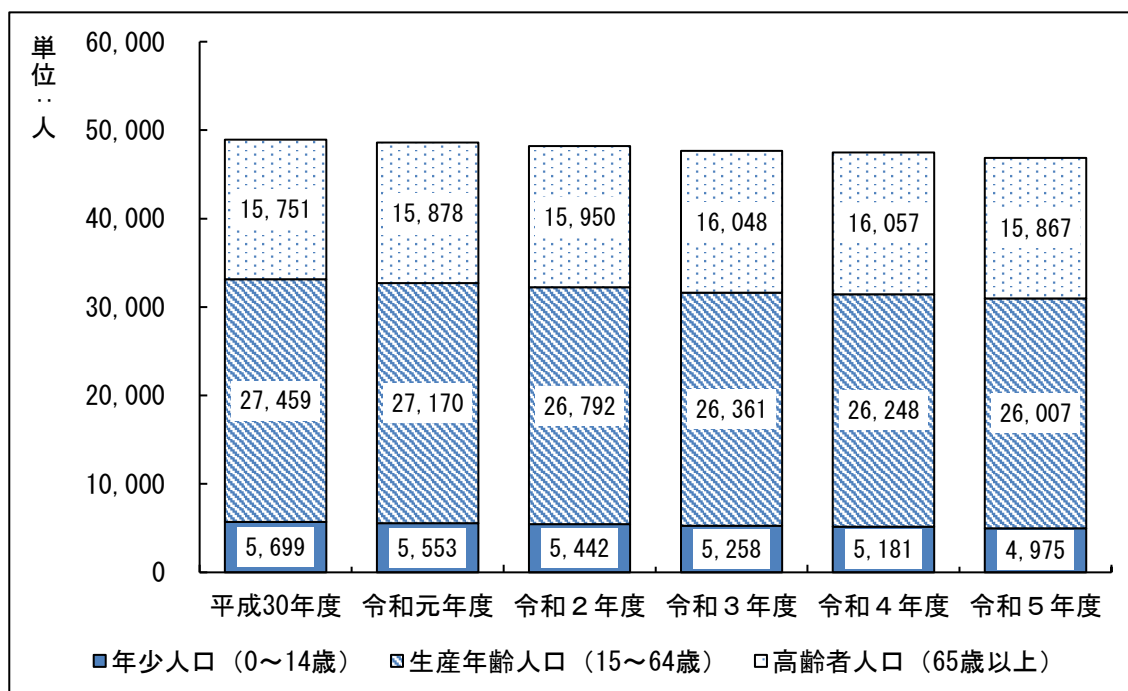
本市の総人口の推移をみると、次の表のとおりとなり、令和5年8月1日現在 46,849 人となっています。総人口は、年々、減少しています。

年齢3区分別に人口構成比の推移をみると、年少人口の割合（0～14歳）と生産年齢人口の割合（15～64歳）は年々減少している一方、高齢者人口の割合（65歳以上）は増加しており、本市においても少子高齢化が進行していることがうかがえます。令和5年度は、年少人口の割合 10.6%、生産年齢人口の割合 55.5%、高齢者人口の割合 33.9%です。

【年齢別人口の推移】

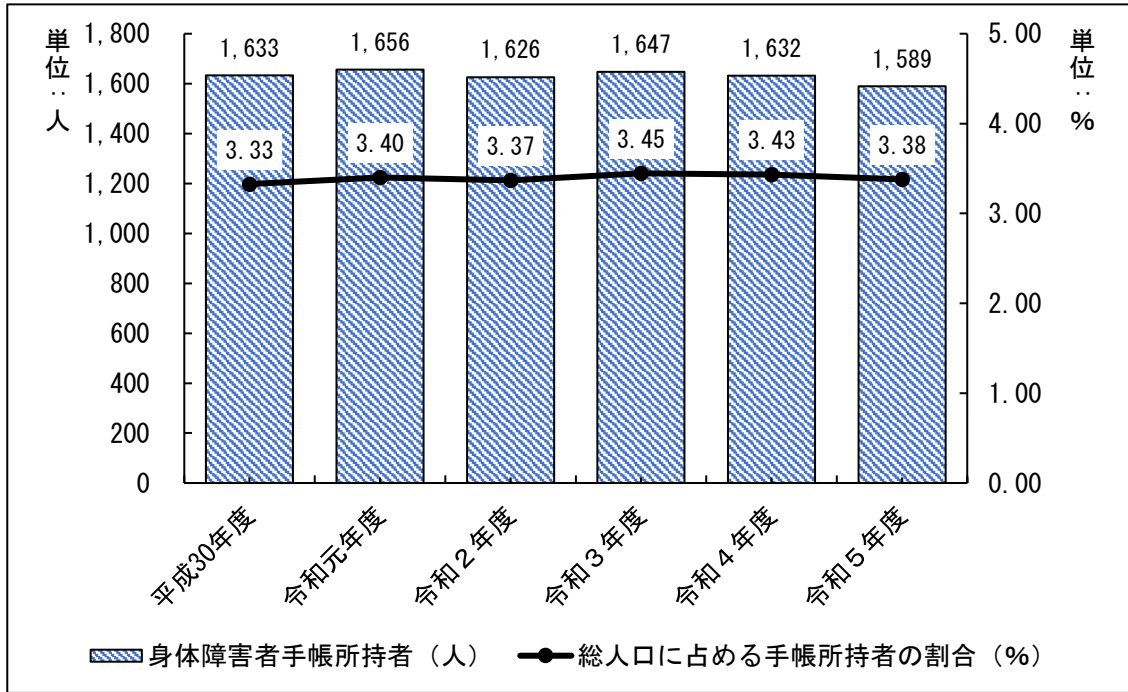
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	48,909	48,601	48,184	47,667	47,486	46,849
年少人口（0～14歳）	5,699	5,553	5,442	5,258	5,181	4,975
生産年齢人口（15～64歳）	27,459	27,170	26,792	26,361	26,248	26,007
高齢者人口（65歳以上）	15,751	15,878	15,950	16,048	16,057	15,867

資料：住民基本台帳及び外国人登録人口（各年度8月1日現在）



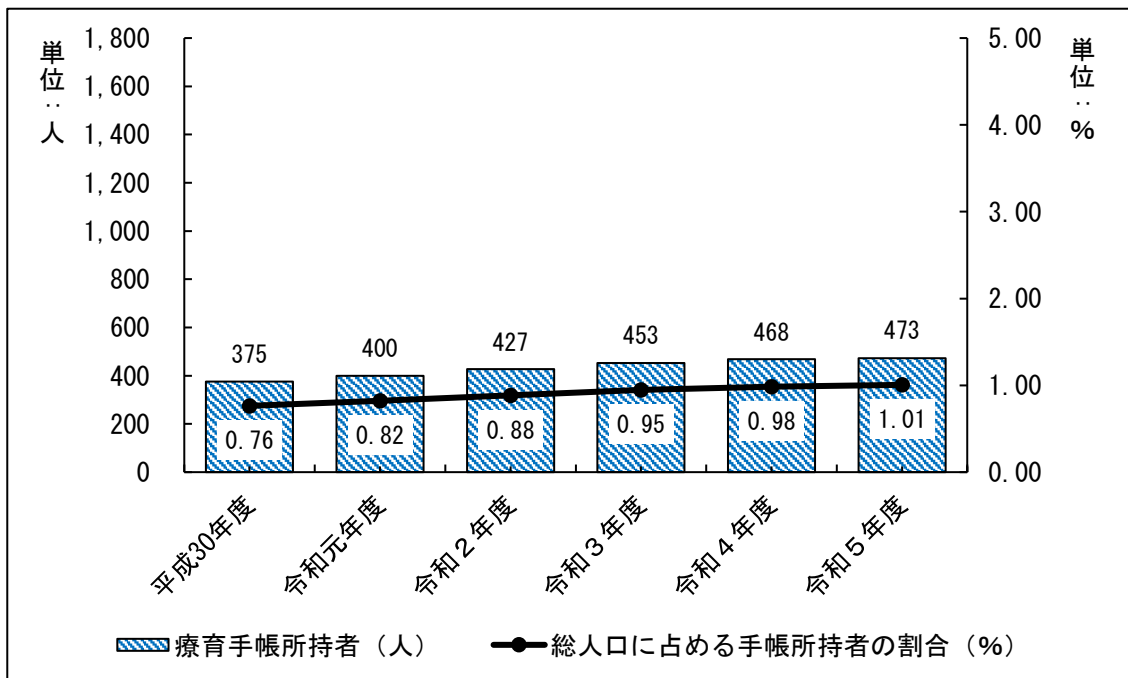
本市における令和5年4月1日現在の各障害者手帳の所持者数は、身体障害者手帳が1,589人、療育手帳が473人、精神障害者保健福祉手帳が329人となっており、手帳所持者総数は2,391人となっています。また、総人口に占める手帳所持者総数の割合は5.1%となっており、3年前より0.4%増加しています。

【身体障害者手帳所持者数の推移と総人口に占める手帳所持者の割合】



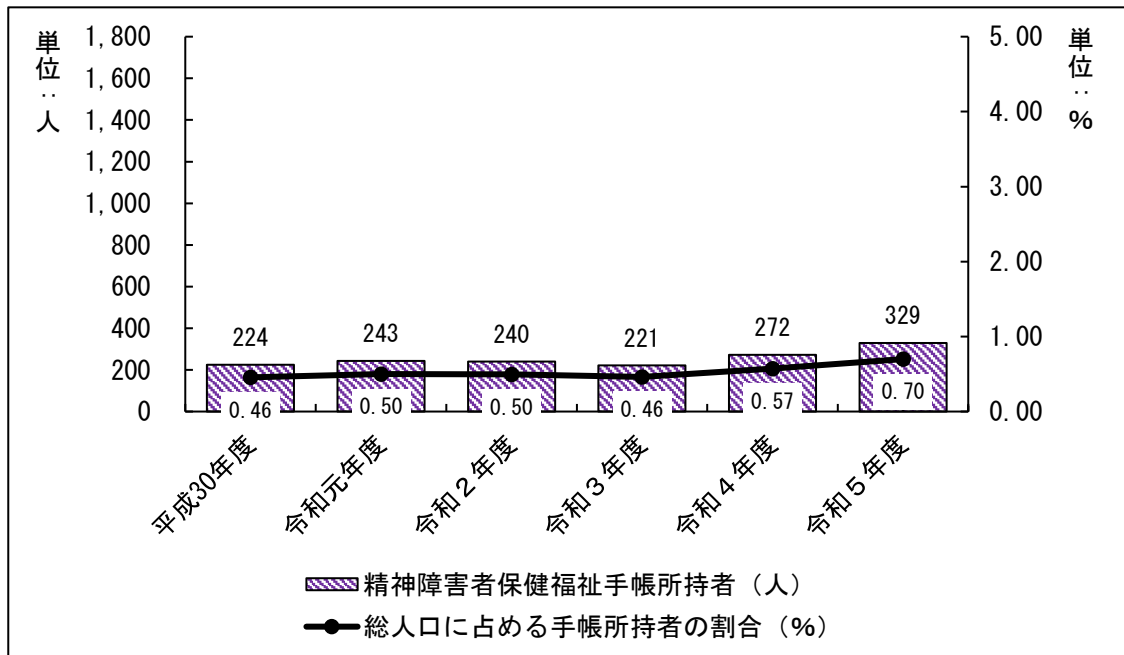
資料：障がい福祉課（各年度4月1日現在）

【療育手帳所持者数の推移と総人口に占める手帳所持者の割合】



資料：障がい福祉課（各年度4月1日現在）

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移と総人口に占める手帳所持者の割合】



資料：障がい福祉課（各年度4月1日現在）

第2節 身体障がい者の状況

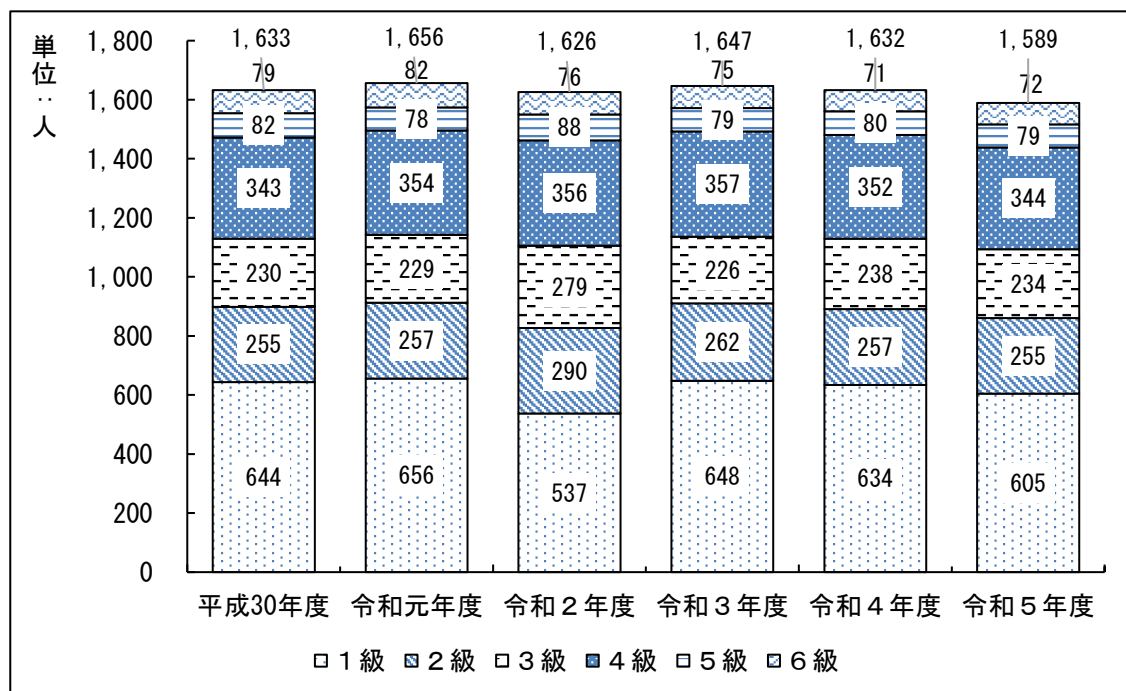
身体障害者手帳所持者数の推移をみると、わずかに減少しており、令和5年度は1,589人です。

障がいの等級別にみると、令和5年度では「1級」が605人と最も多く全体の約38.1%、次いで「4級」が344人と全体の21.6%を占めています。また、「1級」と「2級」を合わせた重度が全体の半数以上（54.1%）となっています。

【障がいの等級別身体障害者手帳所持者数の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	644	656	537	648	634	605
2級	255	257	290	262	257	255
3級	230	229	279	226	238	234
4級	343	354	356	357	352	344
5級	82	78	88	79	80	79
6級	79	82	76	75	71	72
合計	1,633	1,656	1,626	1,647	1,632	1,589

資料：障がい福祉課（各年度4月1日現在）

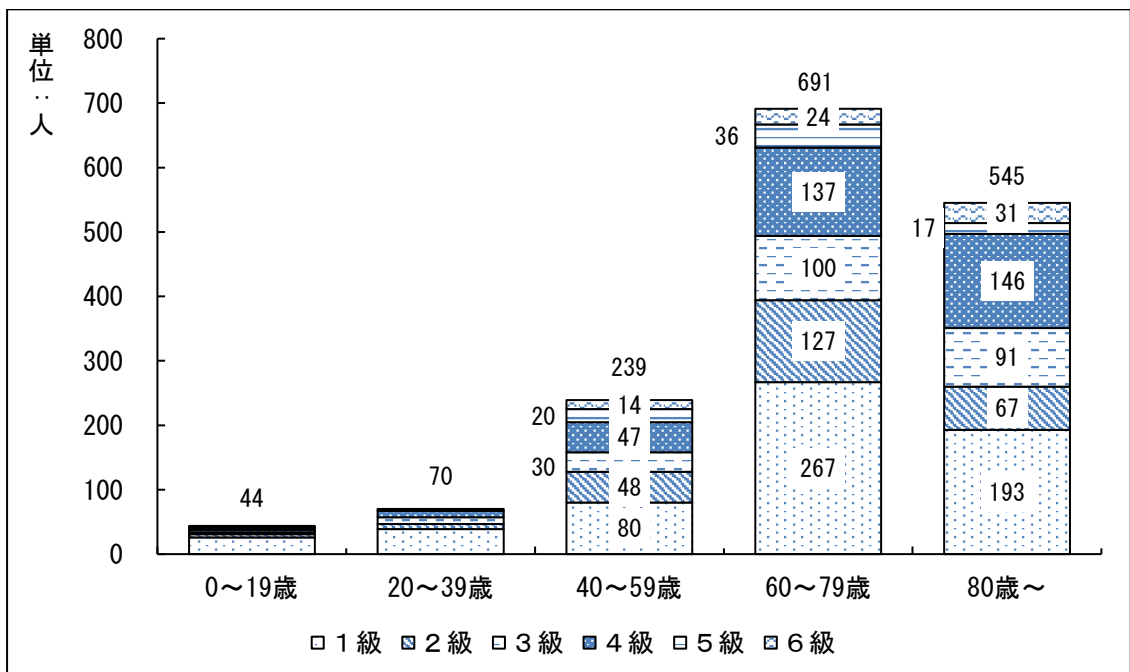


令和5年度の年齢階層別身体障害者手帳所持者数は、「60～79歳」が691人(43.5%)、「80歳以上」が545人(34.3%)となっており、「60歳以上」が全体の約8割近くを占めています。

【年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移】

	0～19歳	20～39歳	40～59歳	60～79歳	80歳～	合計
1級	26	39	80	267	193	605
2級	5	8	48	127	67	255
3級	3	10	30	100	91	234
4級	4	10	47	137	146	344
5級	3	3	20	36	17	79
6級	3	0	14	24	31	72
合計	44	70	239	691	545	1,589

資料：障がい福祉課（令和5年4月1日現在）

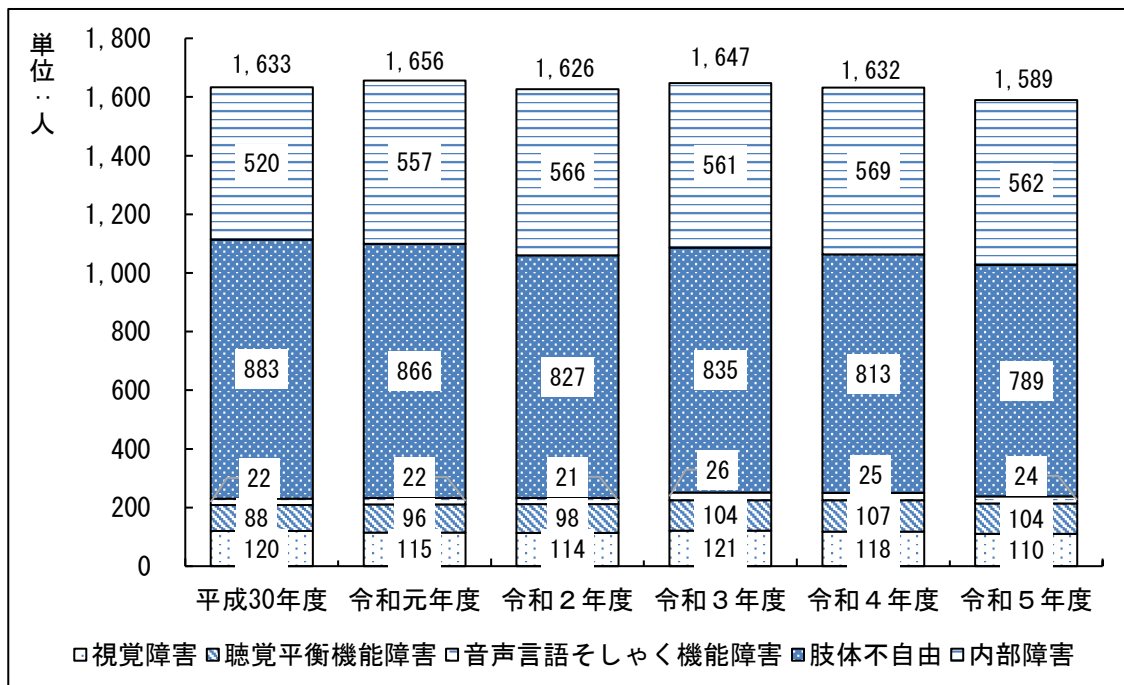


障がいの種類別にみると、令和5年度では「肢体不自由」が789人と最も多く全体の半数(49.7%)、次いで「内部障害」が562人と全体の約3割以上(35.4%)を占めています。

【障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視覚障害	120	115	114	121	118	110
聴覚平衡機能障害	88	96	98	104	107	104
音声言語そしゃく機能障害	22	22	21	26	25	24
肢体不自由	883	866	827	835	813	789
内部障害	520	557	566	561	569	562
合計	1,633	1,656	1,626	1,647	1,632	1,589

資料：障がい福祉課（各年度4月1日現在）



第3節 知的障がい者の状況

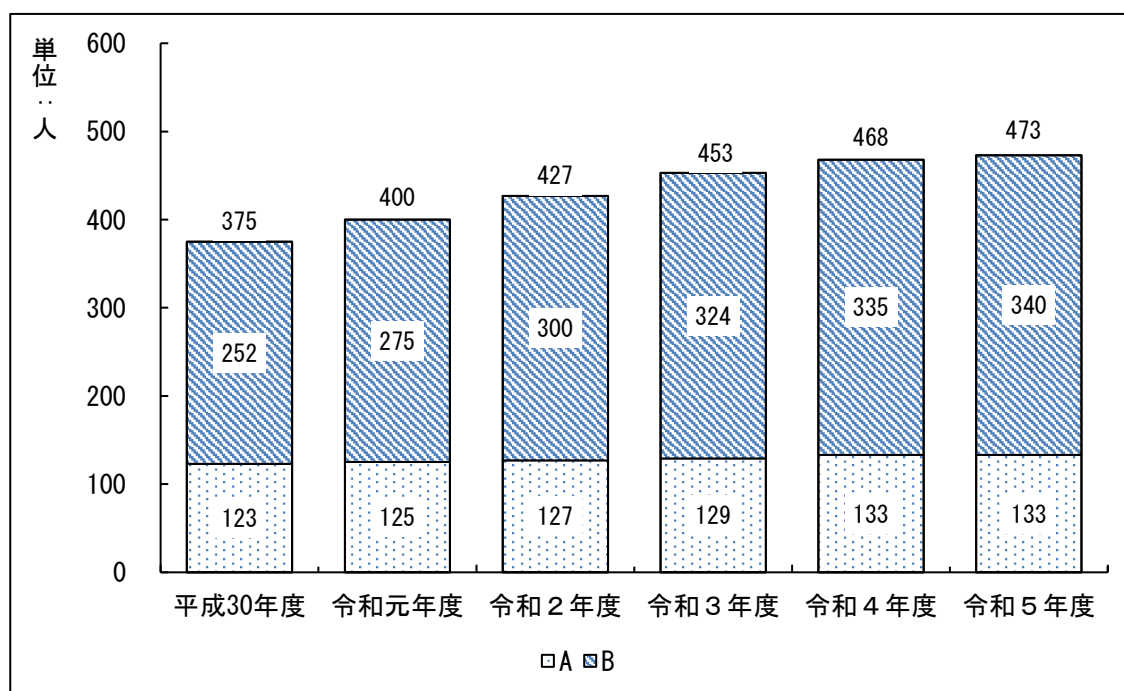
療育手帳所持者数の推移をみると、年々増加しており、令和5年度は473人と、平成30年度に比べて98人の増加となっています。

障がいの程度別にみると、令和5年度では「A」（重度）が133人（28.1%）、「B」（中・軽度）が340人（71.9%）となっています。「B」（中・軽度）が年々増加しています。

【障がいの程度別 療育手帳所持者数の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A	123	125	127	129	133	133
B	252	275	300	324	335	340
合計	375	400	427	453	468	473

資料：障がい福祉課（各年度4月1日現在）

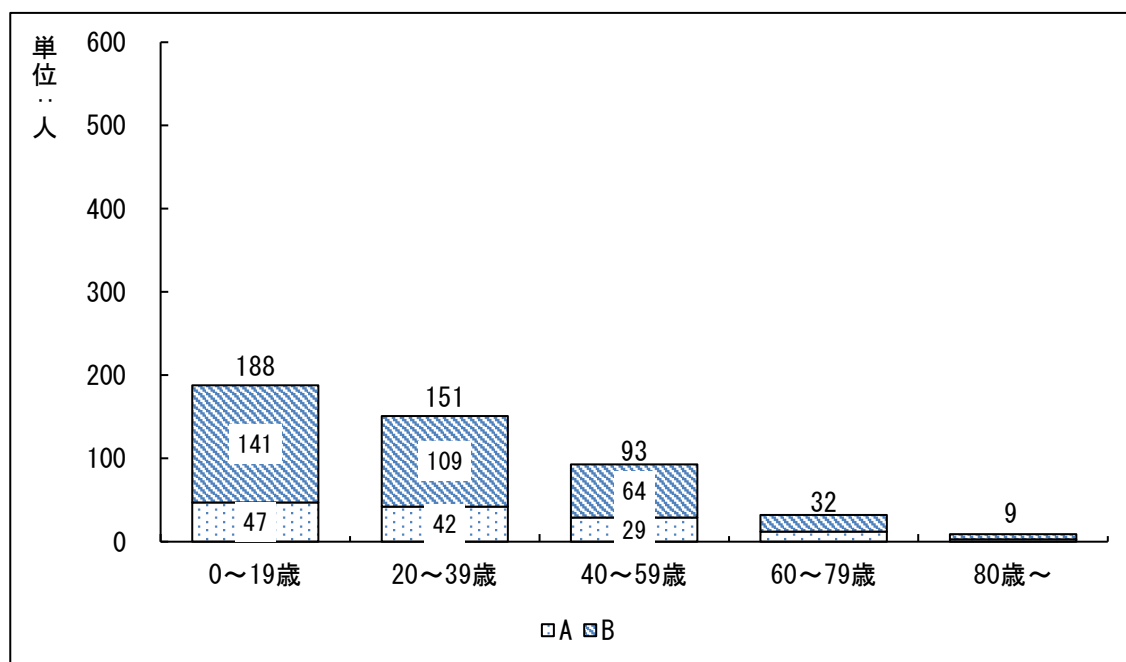


令和5年度の年齢階層別療育手帳所持者数は、「0～19歳」が188人（39.8%）、「20～39歳」が151人（31.9%）となっており、全体の7割以上を占めています。

【年齢階層別 療育手帳所持者数の推移】

	0～19歳	20～39歳	40～59歳	60～79歳	80歳～	合計
A	47	42	29	12	3	133
B	141	109	64	20	6	340
合計	188	151	93	32	9	473

資料：障がい福祉課（令和5年4月1日現在）



第4節 精神障がい者の状況

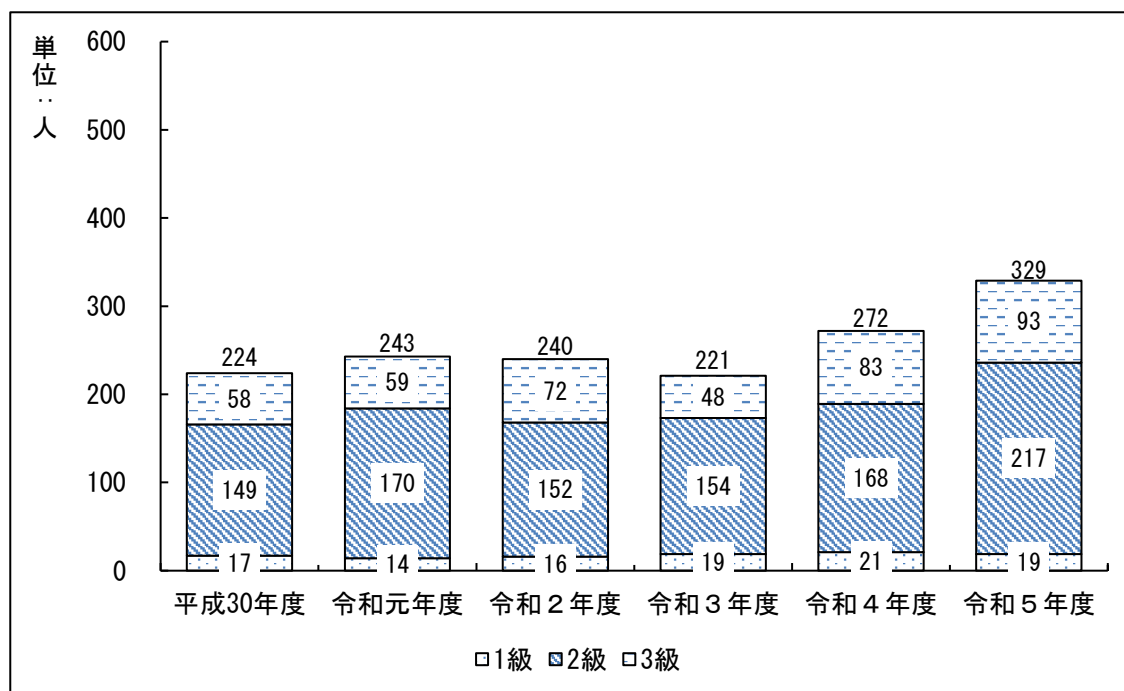
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると平成30年度は224人でしたが、令和5年度には329人となっており、年々増加しています。

障がいの等級別にみると、令和5年度では「2級」が217人(66.0%)と最も多く、次いで「3級」が93人(28.3%)となっています。

【障がいの等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	17	14	16	19	21	19
2級	149	170	152	154	168	217
3級	58	59	72	48	83	93
合計	224	243	240	221	272	329

資料：障がい福祉課（令和5年4月1日現在）

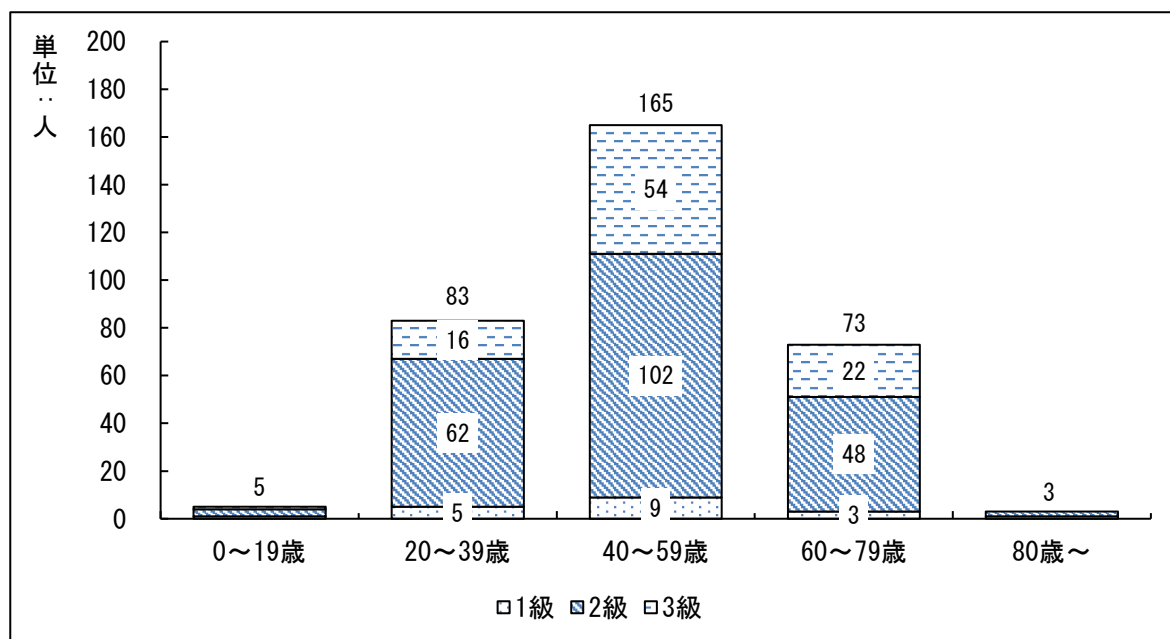


令和5年度の年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数は、「40～59歳」が165人となっており全体の半数（50.2%）を占めています。次いで「20～39歳」が83人（25.2%）と多くなっています。

【年齢階層別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

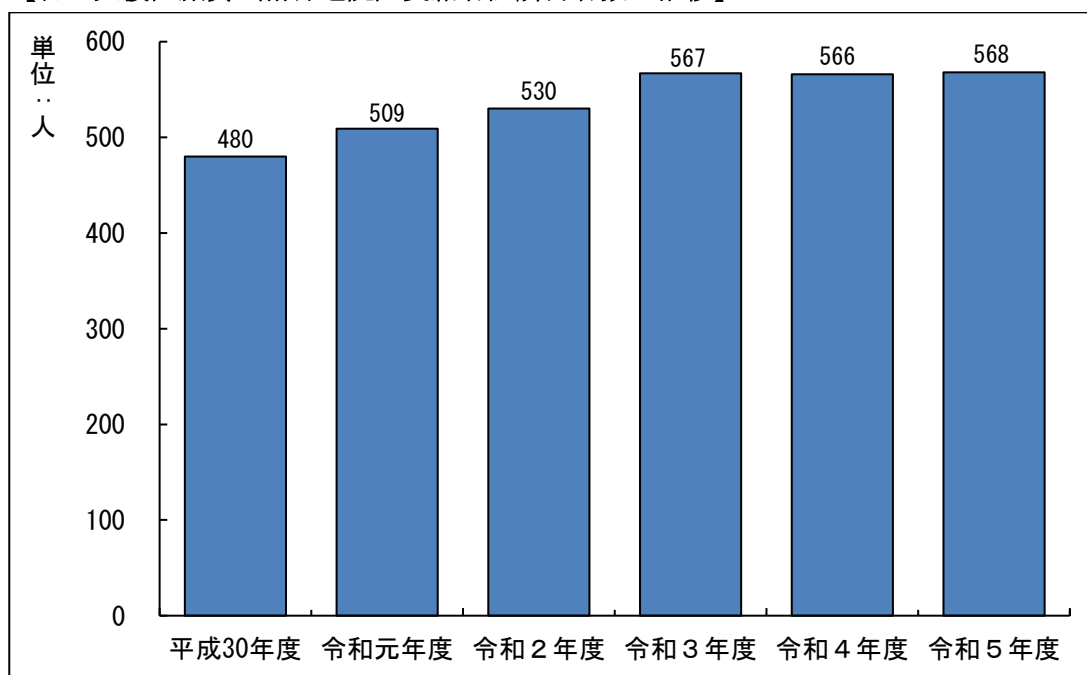
	0～19歳	20～39歳	40～59歳	60～79歳	80歳～	合計
1級	1	5	9	3	1	19
2級	3	62	102	48	2	217
3級	1	16	54	22	0	93
合計	5	83	165	73	3	329

資料：障がい福祉課（令和5年4月1日現在）



自立支援医療費（精神通院）受給者証所持者数の推移をみると、平成30年度から令和3年度にかけて増加し、その後、横ばいとなっており、令和5年度は568人と、5年前に比べて88人の増加となっています。

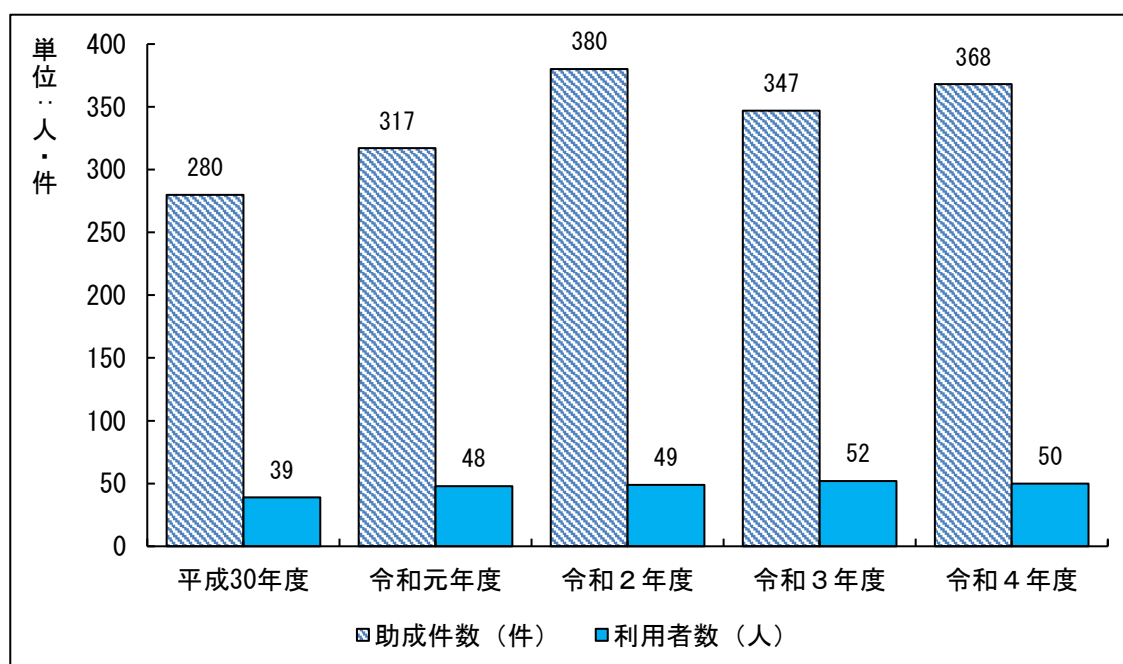
【自立支援医療費（精神通院）受給者証所持者数の推移】



資料：障がい福祉課（各年度4月1日現在）

精神障害者入院医療費助成件数の推移をみると、助成件数、利用者数とも年度によって増減があります。令和4年度は助成件数368件、利用者数50人となっています。

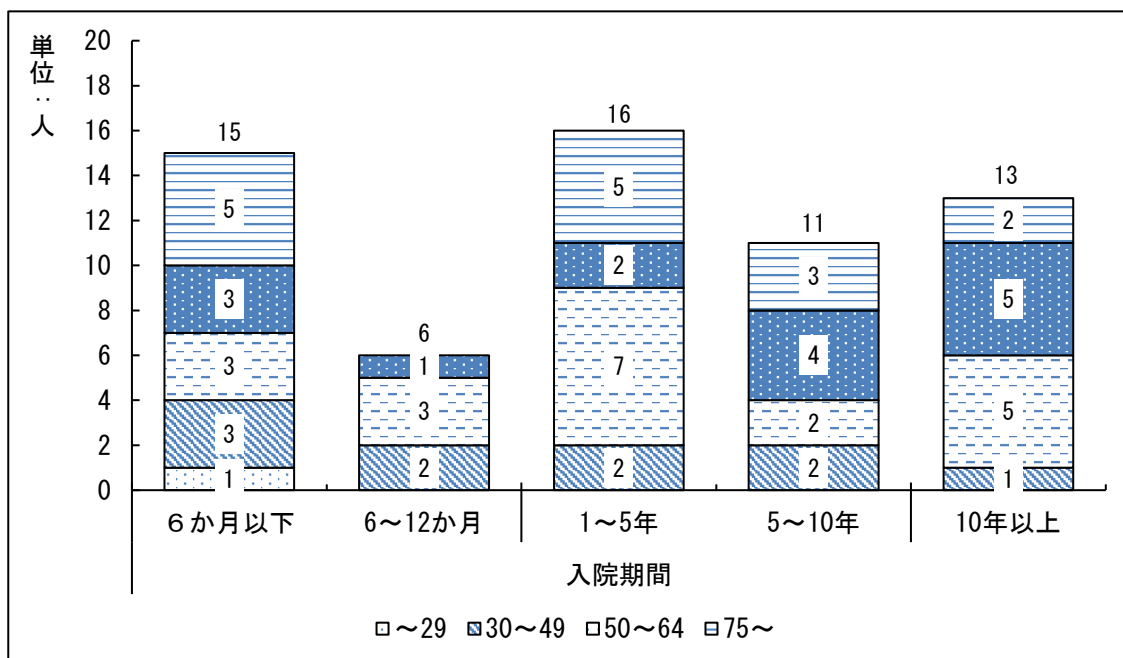
【精神障害者入院医療費助成件数・実利用者数の推移】



資料：障がい福祉課（各年度合計値）

精神障害者の入院患者数は、令和4年6月30日現在、61人です。このうち、1年以上入院している入院患者は40人で、さらに5年以上入院している長期入院患者は24人です。平成28年6月30日現在の入院患者数は68人であり、わずかに減少しています。

【精神障害者入院患者数】



資料：駿東田方圏域及び熱海伊東圏域自立支援協議会「地域移行部会」入院患者調査【伊豆の国市】
(令和4年6月30日現在)

第5節 難病患者の状況

難病法で、医療費助成の対象となる指定難病は、令和3年11月1日時点で338疾病が指定されています。

受給者証所持者数は増加傾向にあります。受給者証所持者で多い疾病は、パーキンソン病、潰瘍性大腸炎、全身性エリテマトーデスです。

【難病医療費助成受給者数の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者証所持者数 (人)	323	332	360	351	379

資料：静岡県東部健康福祉センター（東部保健所）地域医療課（各年度末現在）

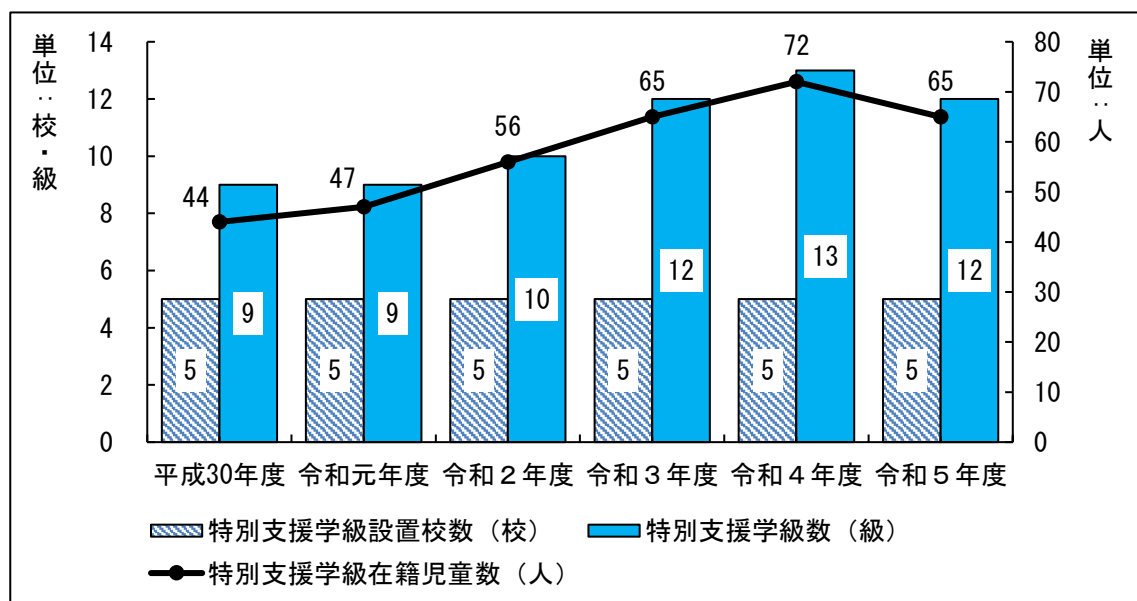
第6節 就学状況

特別支援学級の設置校数について、令和5年度は、市内小学校は全6校のうち5校、市内中学校は、3校すべてに設置されています。

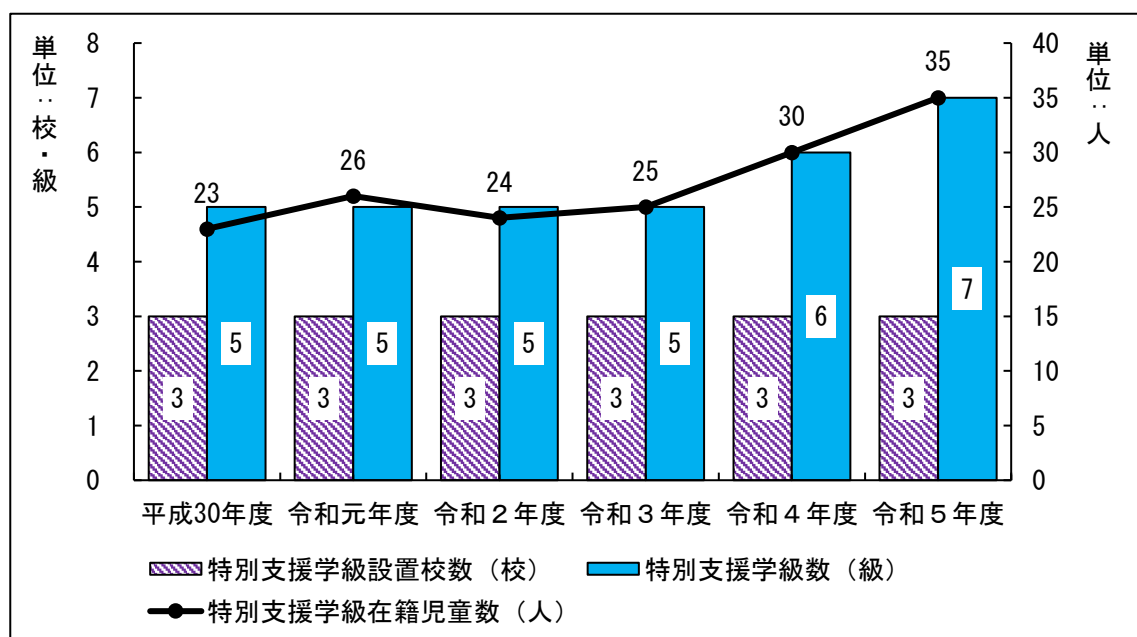
学級数は、令和5年度は小学校では12学級、中学校では7学級となっています。

在籍児童数は、小学校では、平成30年度から令和4年度にかけて増加しています。また、中学校では、令和3年度から令和5年度にかけて増加しています。

【特別支援学級の状況（小学校）】



【特別支援学級の状況（中学校）】



資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

第7節 幼児健診等の状況

(1) 1歳6か月児健康診査の状況

1歳6か月児は、ひとり歩きができ、ことばも出始めるなど、運動発達とともに知的にも発達し、生活習慣が確立されてくる時期です。健診では、発達が気になる子どもや疾病を早期に把握して適切な対応を行うとともに、望ましい食生活・むし歯の予防・事故防止などの指導を実施し、健康の保持増進を図っています。

【1歳6か月児健康診査受診結果】 (人)

	対象者	受診者	受診率 (%)	遂げていた児 順調な成長を	所見のある児の内訳 (重複あり)	
					精神発達	運動発達
令和2年度	299	297	99.3	263	21	4
令和3年度	258	255	98.8	230	27	11
令和4年度	221	225	101.8	197	10	3

資料：健康づくり課（各年度合計値）

- ・所見のある児：医師総合判定区分のうち、既医療・要観察・要紹介に該当する児
- ・精神発達：情緒不安定、表情乏しい、ことばの遅れなど
- ・運動発達：体重増加不良、身長伸びなど

(2) 3歳児健康診査の状況

運動機能や視聴覚、精神発達等の障がいをもった児を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障がいの進行を防止します。生活習慣の自立等に関する指導を行い、健康の保持増進を図っています。

【3歳児健康診査受診結果】 (人)

	対象者	受診者	受診率 (%)	所見のある児の内訳 (重複あり)	
				精神発達	身体発達
令和2年度	339	333	98.2	35	5
令和3年度	287	277	96.5	30	7
令和4年度	287	283	98.6	45	4

資料：健康づくり課（各年度合計値）

- ・必要な児は健診事後教室やことばの相談、社会福祉協議会で実施している発達相談会を紹介し、必要な支援につなげています。
- ・年々、子育て支援の必要な保護者の割合が増加しています。今後、3歳児健診を迎える児の保護者の多くは、妊娠期・乳児期から、新型コロナウイルス感染症をはじめとする不安要素の多い子育て環境に置かれています。就園を迎える時期であるため、継続的な支援が必要な児は幼稚園・保育園等関係機関と連携し、適切な支援につなげていきます。

(3) 健診事後教室の状況

発達面において事後フォローを必要とする児とその保護者に対し、保健師、保育士、臨床心理士が遊びを通して育児支援、療育支援を行っています。

【健診事後教室参加組数】 (組)

	実数	延数
令和2年度	22	97
令和3年度	19	64
令和4年度	23	110

資料：健康づくり課（各年度合計値）

・令和2年度から児童発達支援センター職員が毎回参加しています。早期療育が必要な児には、児童発達支援センターで実施している親子療育教室につなげ、関係機関と連携して支援を行っています。

※令和2年度、3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため10月から開始しました。

(4) ことばの相談の状況

ことばの発達に遅れや心配のある児に対し、専門員（言語聴覚士）の相談を通して、子どもの話す力を伸ばすための方法を保護者とともに考えます。

【ことばの相談件数】 (人)

	実数	内訳	
		初回	再相談
令和2年度	76	45	31
令和3年度	79	57	22
令和4年度	57	44	13

資料：健康づくり課

・必要な児は、事後教室、沼津聴覚特別支援学校の耳の聴こえの検査、児童発達支援センター、医療機関への受診等を勧め、必要な関係機関につなげています。

・市内の保育園や幼稚園と連携をとり、早期の対応ができています。

・言語聴覚士が検査等を行い、必要な児はことばの教室を紹介する流れをとっており、ことばの教室と連携して支援する体制ができています。

第8節 人的資源の状況

相談員等の設置人数は、次の表のとおりとなり、令和5年度は民生委員・児童委員が120人、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員、発達障害者相談員がそれぞれ1人となっています。

【相談員の設置人数】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民生委員・児童委員	123	116	119	122	119	120
身体障害者相談員	1	1	1	1	1	1
知的障害者相談員	1	1	1	1	1	1
精神障害者相談員	1	1	1	1	1	1
発達障害者相談員	1	1	1	1	1	1

資料：社会福祉課・障がい福祉課（各年度3月31日現在）

第3章 第7期伊豆の国市障害福祉計画

第1節 障がい福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、障がい者計画の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的に整備を行います。

◎ 訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護および重度障害者等包括支援）の更なる充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。

◎ 日中活動系サービスの保障

希望する障がい者等に日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センター）を保障します。

◎ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点の機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、入所等から地域生活への移行を進めます。また、障がい者の地域生活を支援する地域生活支援拠点の機能の拡充を図ります。

◎ 福祉施設から一般就労への移行の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

◎ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者等に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者及び難病患者に対して、適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域の関係機関との連携を図り支援体制の整備を図ります。

◎ 依存症対策の推進

依存症についての誤解・偏見を解消するための取組、相談機関及び医療機関の周知及び整備、当事者団体を活用した回復支援など、様々な関係機関と連携して依存症患者及びその家族に対する支援を実施します。

第2節 障がい福祉サービス・地域生活支援事業の体系

障害者総合支援法に基づいて提供されている障がい福祉サービスは、国の基準で実施される「自立支援給付」と、地域の特性に応じて市が実施する「地域生活支援事業」の2つに分けられます。

『自立支援給付』

サービス名		内容
介 護 給 付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴・排泄・食事の介護、家事援助などを行います。また、通院時の付き添いも行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排泄・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時における必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、移動の援護、排泄・食事などの介護などを行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、施設に宿泊してもらい、入浴・排泄・食事の支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排泄・食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護などを行います。	

サービス名		内容
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能や生活能力を向上させるために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業などで就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などで就労が困難な人に、支援を受けながら働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を締結するA型と、雇用契約を締結しないB型があります。
	就労定着支援	一般就労へ移行した人に、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように、企業や自宅に訪問し必要な支援を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホームを退所する人、精神科病院等を退院する人、障がい・疾病等を有する家族と同居していた人が、単身生活をする場合に、定期的な巡回または相談や訪問を行い、必要な情報の提供・助言・相談などの支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の支援を行います。
相談支援	計画相談支援 (サービス利用計画作成)	障がい福祉サービスを適切に利用できるように、指定相談支援事業所がサービス利用計画を作成します。
	地域移行支援・地域定着支援	障害者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人に対し、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。 また、居宅において単身等で生活する人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の支援を行います。
補装具	事前の申請により、身体機能を補うために必要と認められた者に対し、補装具の購入費・修理費が支給されます。 【対象となる補装具】 義肢、装具、座位保持装置、盲人安全杖、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持いす、起立保持具、排便補助具、頭部保持具、重度障害者用意思伝達装置 等	

『地域生活支援事業』

事業名	実施に関する考え方
(1) 理解促進研修・啓発事業	障がい者等に対する理解を深めるための研修及びイベント、広報活動を行います。
(2) 自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民が自発的に行う交流活動などを支援します。
(3) 相談支援事業	
①基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業を適正かつ円滑に実施するために専門職員を配し、困難ケースなどへの対応、相談支援事業所などに対する専門的指導、助言、相談支援事業計画の作成などを行います。
②住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な知的障がい者又は精神障がい者を対象に入居に必要な調整等を行います。
(4) 成年後見制度支援事業	
①成年後見制度利用支援事業	知的障がい者や精神障がい者のうち判断能力が不十分な者について、障がい福祉サービスの利用契約の締結などが適切に行われるように必要な支援を行います。
②成年後見制度法人後見支援事業	法人後見人を確保できる体制の整備や市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援します。
(5)意思疎通支援事業	
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業を実施します。市内に居住する聴覚・言語機能・音声機能障がいのため、意思疎通を図ることが困難な障がいのある人を対象とし、利用者負担は無料とします。
②手話通訳者設置事業	手話通訳者を障がい福祉課に設置しています。
③手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話が出来る程度の人材を育成するため、手話奉仕員養成講座を実施します。
④重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業	意思の疎通が困難な障がい（児）者が医療機関に入院した場合、円滑な医療行為が行えるようヘルパーを派遣します。
(6) 日常生活用具給付等事業	利用者負担は購入額の原則1割となります。ただし、生活保護世帯・非課税世帯については無料となります。
①介護・訓練支援用具	身体介護を支援する用具
②自立生活支援用具	入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具
③在宅療養等支援用具	在宅療養などを支援する用具
④情報・意思疎通支援用具	情報収集、意思伝達や意思疎通などを支援する用具
⑤排泄管理支援用具	排泄管理を支援する用具

事業名		実施に関する考え方
⑥	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	居宅生活動作などを円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
⑦	防災用具	地震等の災害時に備えるための防災用具
(7) 移動支援事業		単独での外出が特に困難で支援が必要と認められる障がいのある人(児童)を対象としています。利用者負担は基準額の原則1割となります。ただし、生活保護世帯・非課税世帯については無料となります。
(8) 地域活動支援センター機能強化事業		地域の実情に応じ、市が創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの事業を行います。
(9) その他の事業		
①	日中一時支援事業	障がいのある人(児童)で、介護者の負担軽減が必要と認められる人を対象に、日中における活動の場を提供します。利用者負担は基準額の原則1割となります。ただし、生活保護世帯・非課税世帯については無料となります。
②	訪問入浴サービス事業	訪問入浴事業者がご自宅にうかがい、ベッドサイドに浴槽を組み立てて安全に入浴していただきます。利用料は1回1,250円となります。ただし、生活保護世帯・非課税世帯については無料となります。
③	巡回支援専門員整備事業	発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う事業です。
(10) 障害者虐待防止対策支援事業		障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う事業です。虐待による一時保護を受けた障がい者に、日常生活費等の扶助を行います。

『その他支援事業』

事業名	実施に関する考え方
①自動車運転免許取得・改造助成事業	<p>《自動車運転免許取得費用の助成》 市内に居住する18歳以上の身体障がい者で新規に免許を取得した人（所得要件あり）。取得に要した経費の2分の1以内。ただし10万円が限度となっています。</p> <p>《自動車改造助成》 市内に居住する肢体不自由1・2級の障がい者（所得要件あり）</p> <p>① 操向装置または駆動装置の改造費用の助成 改造費用の9割を補助します。ただし改造費用の上限は、30万円とします。</p> <p>② 乗降装置または車いす収納装置の設置費用の助成 改造費用の9割を補助します。ただし改造費用の上限は、30万円とします。</p> <p>利用者負担については、それぞれ1割とします。</p>
②難病患者等介護家族リフレッシュ事業	<p>在宅で人工呼吸器を使用している又は気管切開で頻回に吸引を必要とする患者に対し訪問看護師を派遣します。また、学校の登下校時や在校時に医療的ケアを必要とする児童生徒に対し訪問看護師を派遣します。</p>
③ ライフサポート事業	<p>障がい（児）者が地域で安心して生活できるように、デイサービスや短期入所を行います。ただし、その他の障がい福祉サービスを利用できる場合は、その他の障がい福祉サービスが優先されます。</p>

第3節 令和5年度の目標達成度

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国が示す、令和5年度末の施設入所者数を令和2年3月31日時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本として1人の入所者の削減を見込み、3人が地域移行することを目指し支援しました。

令和5年度末の施設入所者数は7人の増加（見込み）であり目標を達成できませんでした。地域移行者数は4人（見込み）であり目標を達成できました。

項目	数値	考え方
令和2年3月31日時の入所者数（A）	48人	令和2年3月31日の施設入所者数
【目標値】 令和5年度末入所者数（B）	47人	
【実績値（見込み）】 令和5年度末入所者数（B'）	55人	令和5年度末時点の利用人数
【目標値】 削減見込（A-B）	1人	差引減少見込数
【実績値（見込み）】 削減（A-B'）	-7人	差引減少数
【目標値】 地域生活移行者数	3人	施設入所から自宅やグループホームなどへ移行する見込みの人数
【実績値（見込み）】 地域生活移行者数	4人	施設入所から自宅やグループホームなどへ移行する人数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当市の協議の場として、平成 30 年度に市地域自立支援協議会にワーキンググループを設置し、保健・福祉関係者・家族会代表者による情報共有や連携を行ってきました。

令和 2 年度からは専門部会に格上げし、新たな構成メンバーとして医療機関や居宅介護支援事業所にも参画いただき、更なる情報共有や連携に努めてきました。

重層的な連携による支援体制強化のため、協議の場における活動の具体的な数値を設定し、令和 5 年度は年間 7 回協議の場を開催することができました。

項目	数値	考え方
【目標値】 保健・医療・福祉関係者 による協議の場の設置	1 箇所	地域自立支援協議会の専門部会として精神包括ケアシステム推進部会を設置し、関係機関の情報共有や連携を図ります。
【実績値】 保健・医療・福祉関係者 による協議の場の設置	1 箇所	平成 30 年度に設置済。令和 2 年度からは構成員を増やし、更なる情報共有や連携に努めています。

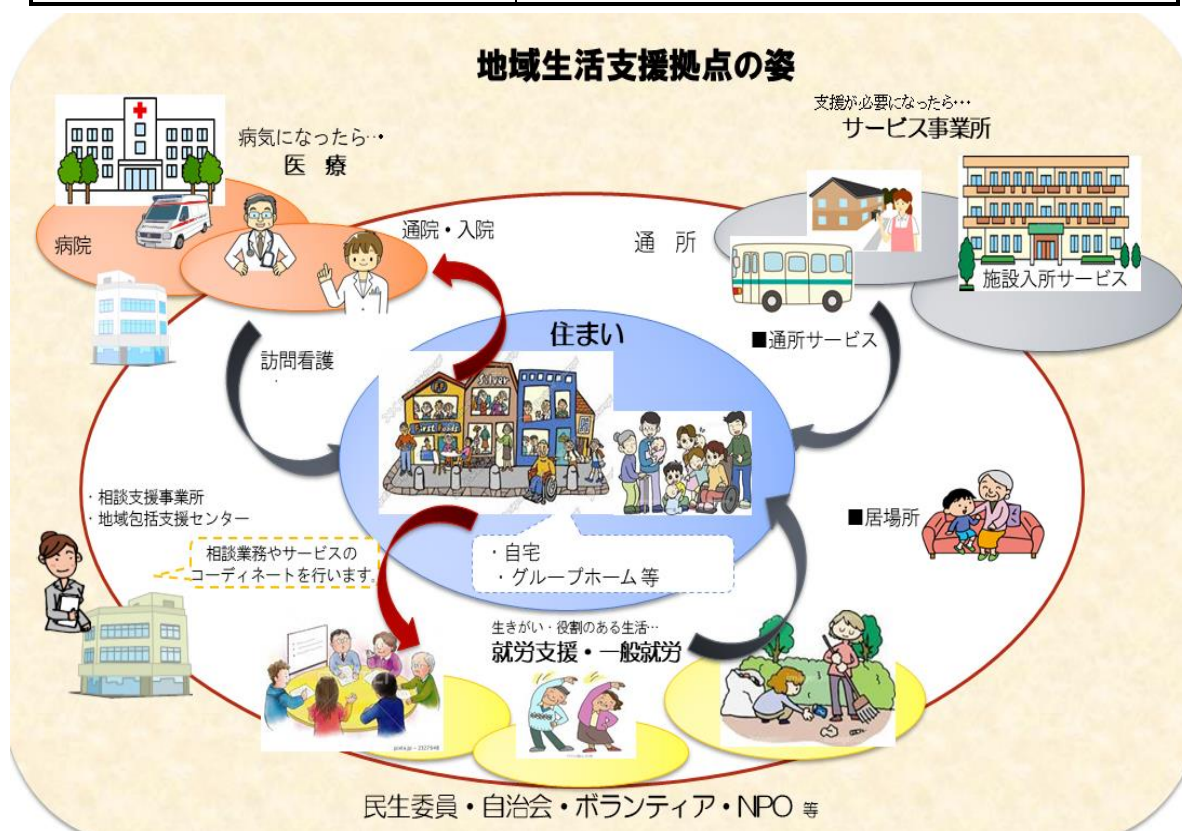
項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場の開催回数	3 回	7 回	7 回
重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	2 回	2 回
関係者（保健・医療・福祉・介護・当事者・家族等）の参加者数	8 人	10 人	10 人

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実

当市では、令和2年度に市地域自立支援協議会に地域生活支援部会を設置し、地域生活支援拠点等の5つの機能（①相談、②緊急時受入・対応、③体験の機会・場の提供、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）について協議を重ね拠点整備を推進してきました。

地域生活支援部会にて、機能充実に向けた検証及び検討を実施しています。

項目	考え方
【目標値】 地域生活支援拠点の整備	令和2年度末までに、市内または圏域内に整備します。
【実績値】 地域生活支援拠点の整備	令和2年度に、市単独で設置済
【目標値】 拠点等の整備、機能充実に向けた 検証及び検討の年間実施回数	令和3年度から令和5年度まで年間2回実施
【実績値】 拠点等の整備、機能充実に向けた 検証及び検討の年間実施回数	令和3年度から令和5年度まで年間2回実施



(4) 福祉施設（就労支援事業所）から一般就労への移行

国が示す、令和元年度実績の1.27倍以上（7人）の一般就労を目指し支援しましたが、令和5年度の実績値（見込み）は4人で、目標を達成できませんでした。

現在、市内には就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所が1か所もなく、近隣市町においても当該事業所は少ないため、利用が難しくなっています。

項目	数値	考え方
【目標値】 令和5年度中の一般就労移行者数（A）	7人	令和5年度中に、就労支援事業を利用して一般就労に移行する人数 【令和元年度実績4人の1.27倍以上】
うち 就労移行支援を利用して一般就労に移行する者	3人	【令和元年度実績2人の1.30倍以上】
うち 就労継続支援A型を利用して一般就労に移行する者	1人	【令和元年度実績0人の1.26倍以上】
うち 就労継続支援B型を利用して一般就労に移行する者	3人	【令和元年度実績2人の1.23倍以上】
【目標値】 就労定着支援事業利用者数	5人	令和5年度における一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数（A）の7割以上
【目標値】 就労定着支援を行う事業所ごとの就労定着率		令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とします。
【実績値（見込み）】 令和5年度中の一般就労移行者数（A）	4人	令和5年度中に、就労支援事業を使用して一般就労に移行する人数
うち 就労移行支援を利用して一般就労に移行する者	2人	令和5年度中に、就労移行支援を利用して一般就労に移行する人数
うち 就労継続支援A型を利用して一般就労に移行する者	1人	令和5年度中に、就労継続支援A型を利用して一般就労に移行する人数
うち 就労継続支援B型を利用して一般就労に移行する者	1人	令和5年度中に、就労継続支援B型を利用して一般就労に移行する人数
【実績値（見込み）】 就労定着支援事業利用者数	1人	令和5年度における一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数
【実績値（見込み）】 就労定着支援を行う事業所ごとの就労定着率		現在、市内に就労定着支援事業所が1か所もない

(5) 相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保

令和5年度末までに、市単独での基幹相談支援センターの設置を目指し検討を重ねましたが、基幹相談支援センターは未設置であり、目標を達成できませんでした。

相談支援体制の充実・強化に向けた各種取組については、市福祉相談センター・障がい福祉課及び市地域自立支援協議会が担ってきました。

項目	考え方
【目標値】 基幹相談支援センターの設置	令和5年度末までに、市単独で設置
【実績値】 基幹相談支援センターの設置	令和5年度末現在、未設置 ※次の相談支援体制の充実・強化に向けた取組については、市福祉相談センター・障がい福祉課・市地域自立支援協議会にて実施 ① 障がいの種別や各種のニーズに対応できる複合的・専門的な相談支援の実施 ② 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言 ③ 地域の相談支援事業所の人材育成の支援 ④ 地域の相談機関との連携強化の取組

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組として、市では県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加を推進しています。

また、事業所や関係自治体と情報共有する体制を構築し、連携強化に努めています。

項目	考え方
【目標値】 サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和2年度に構築済
【実績値】 サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和2年度に構築済 【実績】 ・相談支援従事者初任者研修の参加 ・障害支援区分認定調査員研修の参加 ・3市3町障がい福祉連絡会での情報共有

第4節 障がい福祉サービス・地域生活支援事業の評価

第6期障害福祉計画で掲げた目標値に対して、どの程度計画の達成ができてきているかについて、検証を行いました。

(1) 障がい福祉サービスの現状と評価

● 訪問系サービス

○ 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援 ○

▶▶ 実施状況 ▶▶

		(月あたり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	112	114	116
	実績値	108	128	111
	達成率	96.4%	112.3%	95.7%
サービス量 (時間分)	計画値	1,882	1,922	1,962
	実績値	1,671	1,834	1,800
	達成率	88.8%	95.4%	91.7%

▶▶ 現状と評価 ▶▶

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援を合わせた訪問系サービスの利用者数及び利用量は、ほぼ計画値どおりの実績となりました。

毎年、新規利用者が20名程度いる一方で、介護保険制度への移行や施設入所等で同程度数の利用終了者もいます。

現在、市内には5事業所あり、多くの方は市内事業所を利用していますが、市外の事業所を利用している方も3割から4割程度います。



● 日中活動系サービス

○ 生活介護 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(月あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	86	88	90
	実績値	87	92	94
	達成率	101.2%	104.5%	104.4%
サービス量 (人日分)	計画値	1,764	1,806	1,848
	実績値	1,854	1,910	1,870
	達成率	105.1%	105.8%	101.2%

※「サービス量(人日分)」は、月あたりの延べ利用日数の単位です。

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

生活介護は、利用者数・サービス量ともに増加傾向となっています。

令和3年度からの3年間は、施設入所者や日中サービス支援型グループホームの利用者が増え、その方々の日中活動としての利用が増えています。

現在、市内には、生活介護事業所が3か所(あおばの家、伊豆医療福祉センター、ドリーム大和)あります。在宅で生活介護を利用している方の半数が市内の事業所に通っており、半数は市外の事業所を利用しています。

○ 自立訓練(機能訓練) ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(月あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	1	1	2
	実績値	0	1	2
	達成率	0.0%	100.0%	100.0%
サービス量 (人日分)	計画値	23	23	23
	実績値	0	19	23
	達成率	0.0%	82.6%	100.0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

自立訓練(機能訓練)は、事業所が駿東田方圏域には中伊豆リハビリテーションセンターさわらび1か所しかないため、利用者数も少なくなっています。

○ 自立訓練（生活訓練） ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

（月あたり）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）
利用者数 （人）	計画値	5	3	3
	実績値	5	3	4
	達成率	100.0%	100.0%	133.3%
サービス量 （人日分）	計画値	80	62	69
	実績値	76	59	74
	達成率	95.0%	95.2%	107.2%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

自立訓練（生活訓練）は、ほぼ計画値どおりの実績となっています。利用できる事業所が少ないため、利用者も少なくなっています。

○ 就労移行支援 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

（月あたり）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）
利用者数 （人）	計画値	9	8	10
	実績値	2	2	2
	達成率	22.2%	25.0%	20.0%
サービス量 （人日分）	計画値	179	147	200
	実績値	40	42	40
	達成率	22.3%	28.6%	20.0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

就労移行支援は、利用者数・サービス量ともに計画値を大幅に下回っています。市内にあった2か所の就労移行支援事業所が令和2年度中に事業終了したことが影響しています。近隣市町でも事業所数は少ないため、利用が難しくなっています。このことにより、福祉サービスから一般就労した人数も計画値を大幅に下回りました。

障がい者が一般就労を目指すために必要なサービスであるため、事業所の整備を目指したいです。

○ 就労継続支援（A型） ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(月あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	32	35	38
	実績値	36	34	36
	達成率	112.5%	97.1%	94.7%
サービス量 (人日分)	計画値	628	678	728
	実績値	708	705	715
	達成率	112.7%	104.0%	98.2%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

就労継続支援（A型）は、利用者数・サービス量ともにほぼ計画値どおりの実績になりました。

駿東田方圏域内にも年々事業所が増え、通勤可能な地域にも多く開設されているため、今後も増加することが見込まれます。

○ 就労継続支援（B型） ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(月あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	124	130	136
	実績値	129	132	139
	達成率	104.0%	101.5%	102.2%
サービス量 (人日分)	計画値	2,163	2,268	2,373
	実績値	2,304	2,390	2,500
	達成率	106.5%	105.4%	105.4%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

就労継続支援（B型）は、利用者数・サービス量ともに計画値を上回っており、年々増加しています。

事業所数も市内や近隣市町で年々増加しており、現在、市内の事業者は7か所になりました。

利用者の約半数は、市外の事業所を利用しています。

○ 就労定着支援 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(月あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	5	8	13
	実績値	1	1	2
	達成率	20.0%	12.5%	15.4%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

就労定着支援は、利用できる事業所が市内にはなく、駿東田方圏域内にも少ないことから計画値を大幅に下回りました。また、令和3年度からの3年間は、福祉サービスから一般就労につながった対象者も少なかったことも要因です。

福祉サービスから一般就労につながった方が継続して就労できるよう、就労定着支援事業所の整備を目指したいです。

○ 療養介護 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(月あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	6	6	6
	実績値	6	5	5
	達成率	100.0%	83.3%	83.3%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

療養介護は、令和4年度中に1人減少になりました。5人のうち1人が市内(伊豆医療福祉センター)、1人が圏域内(静岡医療センター)、1人が県内(静岡てんかん・神経医療センター)の施設にて暮らし、2人は県外の施設で暮らしています。

○ 短期入所（福祉型） ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

（月あたり）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）
利用者数 （人）	計画値	26	33	40
	実績値	5	11	20
	達成率	19.2%	33.3%	50.0%
サービス量 （人日分）	計画値	192	262	332
	実績値	45	80	160
	達成率	23.4%	30.5%	48.2%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

短期入所（福祉型）は、利用者数・サービス量ともに計画値を大幅に下回っていますが、利用者数・サービス量ともに年々、増加傾向にはあります。サービス量実績値が少ないのは、利用できる事業所が少ないことや、新型コロナウイルス感染防止のため、受入れを制限する事業所が多かったことも要因にあります。

令和5年度現在、市内の事業所は4か所（1か所は休止中）となりましたが、駿東田方圏域を見ると、事業所は決して多くない状況です。「事業所の定員が少なく利用したいときに利用できない」との声が多く聞かれます。

○ 短期入所（医療型） ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

（月あたり）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）
利用者数 （人）	計画値	7	8	9
	実績値	4	4	4
	達成率	57.1%	50.0%	44.4%
サービス量 （人日分）	計画値	23	27	31
	実績値	17	15	20
	達成率	73.9%	55.6%	64.5%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

短期入所（医療型）は、利用者数・サービス量ともに計画値を大幅に下回っています。事業所が少ないため、利用が難しくなっています。

駿東田方圏域内に2事業所（伊豆医療福祉センター、静岡医療センター）しかない状況です。

● 居住系サービス

○ 自立生活援助 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(月あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	未定人	未定人	未定人
	実績値	1	0	0
	達成率	—	—	—

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

障害者支援施設やグループホームを退所する人、精神科病院等を退院する人、障がい・疾病等を有する家族と同居していた人が、単身生活をする場合に、定期的な巡回または相談や訪問を行い、必要な情報の提供・助言・相談などを行うサービスです。令和3年度に、家族と同居していた人が単身生活をする際、サービスを利用しました。

事業所は市内にはなく、駿東田方圏域内及び県内にも圧倒的に少ないことが、利用者がいない原因と考えられます。

○ 共同生活援助(グループホーム) ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(月あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	52	56	60
	うち日中サービス支援型	7	9	11
	実績値	47	50	60
	うち日中サービス支援型	6	10	15
	達成率	90.4%	89.3%	100.0%
	うち日中サービス支援型	85.7%	111.1%	136.4%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

共同生活援助(グループホーム)は、利用者数が年々増加しています。

市内及び近隣市町において、日中サービス支援型グループホームが増えたことで、施設入所待機中の重度障がい者や精神科病院入院患者の地域移行による入居が増えたことが要因のひとつです。

当市においては、令和3年度と令和5年度に日中サービス支援型グループホームが開設され、全部で5事業所となりました。

○ 施設入所支援 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

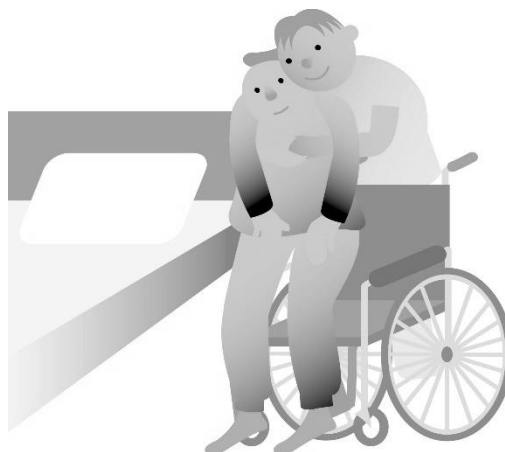
		(年度末)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	48	50	47
	実績値	51	52	55
	達成・未達成 (-)	-3	-2	-8

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

国が示す、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者48人から1.6%以上削減することを基本として、1人の入所者の削減を目指し支援しました。

令和2年度からの4年間で新たに14人が入所し、7人が地域移行や死亡等により退所しました。令和5年度末の施設入所者数は55人(見込み)で、令和元年度末から7人増加し、目標を達成することはできませんでした。

家族の高齢化等により在宅での生活が難しくなった方の入所が相次ぎました。



● 相談支援

○ 計画相談支援 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	388	408	428
	実績値	382	373	365
	達成率	98.5%	91.4%	85.3%
事業所数 (箇所)	計画値	6	6	6
	実績値	6	6	6
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

計画相談支援は、原則、全てのサービス利用者を実施されることになっています。

利用者数は計画値を下回っていますが、当市ではサービス利用者全員について計画相談支援を支給決定し、相談支援専門員による計画が作成されています。

なお、障がい福祉サービスと並行して介護保険サービスを利用する人には、介護支援専門員がケアプランを作成しているため、計画相談支援の利用者数には含まれておりません。

計画相談を実施する市内の相談支援事業所は、現在5か所です。

【市内の相談支援事業所】

- ・サポートセンターゆめワーク
- ・サポートセンター絆
- ・サポートセンターみらいず
- ・サポートセンターいずのくに
- ・なのはな相談室

○ 地域相談支援 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域移行支援 利用者数 (人)	計画値	1	1	1
	実績値	3	5	2
	達成率	300.0%	500.0%	200.0%
地域定着支援 利用者数 (人)	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	達成率	-	-	-

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

地域移行支援の利用者は、平成30年度を最後に利用者がいない状況が続きましたが、令和3年度からは精神科病院入院患者の利用が増えました。精神科病院等と連携し、退所・退院可能な精神障がい者への利用促進を進めることができました。地域移行に必要な住まいの場であるグループホームが増えたことも影響していると思われます。

地域定着支援は、24時間対応が必要となるため市内に事業所がないこともあり、利用はありませんでした。



(2) 基盤整備の現状と評価

○ 生活介護 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
整備数 (箇所)	計画値	0	0	1
	実績値	0	0	0
定員 (人分)	計画値	0	0	10
	実績値	0	0	0

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

生活介護事業所については、令和5年度末までに、市内の放課後等デイサービス事業所が1か所開設する予定でしたが、当該事業所については令和2年度中に開設されたため、令和3年度からの3年間では新規開設された事業所はありませんでした。

○ 就労移行支援 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
整備数 (箇所)	計画値	0	0	1
	実績値	0	0	0
定員 (人分)	計画値	0	0	6
	実績値	0	0	0

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

就労移行支援事業所については、令和5年度末までの3年間で1か所(定員6人)を目指しましたが、新設される事業所はありませんでした。

市内に2か所あった就労移行支援事業所は令和2年度までに廃止され、現在、当該事業所は1か所もない状況です。

○ 就労継続支援B型 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
整備数 (箇所)	計画値	0	1	0
	実績値	1	1	0
定員 (人分)	計画値	0	20	0
	実績値	10	20	0

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

就労継続支援B型事業所については、令和5年度末までの3年間で1か所（定員20人）を目指しました。令和3年度に就労継続支援A型との多機能事業所1か所、令和4年度にも1か所が整備されました。

利用者は、年々増加傾向にあります。駿東田方圏域内にも事業所が増えていきますので、適切な供給量の維持を考慮しながら整備を進めています。

○ 共同生活援助（グループホーム） ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
整備数 (箇所)	計画値	0	1	0
	実績値	1	0	1
定員 (人分)	計画値	0	12	0
	実績値	20	0	18

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

共同生活援助事業所（グループホーム）については、令和5年度末までの3年間で1か所の整備を目指し、令和3年度と令和5年度に日中サービス支援型のグループホームが開設されました。

日中サービス支援型共同生活援助は、障がい者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所施設を併設し地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊を提供することとしており、施設からの地域移行の促進及び地域の生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されています。

市内及び近隣市町に当該事業所の開設が増えたことで、施設入所待機者や精神病院退院患者の入居が増えています。

(3) 地域生活支援事業の現状と評価

① 成年後見制度支援事業

○ 成年後見制度利用支援事業 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	0%	0%	0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

事業の対象者は、障がい福祉サービスを利用しようとする知的障がい者または精神障がい者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者となります。

令和3年度から令和5年度の利用者はいませんでした。申請方法の助言等の相談支援を行うケースは随時受けています。

○ 成年後見制度法人後見支援事業 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	6	8	10
	実績値	2	2	2
	達成率	33.3%	25.0%	20.0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

令和元年度から、伊豆の国市社会福祉協議会が、成年後見制度法人後見支援を行っています。令和3年度から令和5年度の利用者は2人でした。

②意思疎通支援事業

○ 手話通訳者派遣事業 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者 (延べ人数)	計画値	185	185	185
	実績値	176	128	120
	達成率	95.1%	69.2%	64.9%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

利用者の高齢化が進み、亡くなられた方もいるため、減少傾向が見られます。

○ 手話奉仕員養成研修事業 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	10	15	20
	実績値	4	14	15
	達成率	40.0%	93.3%	75.0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

毎年、手話奉仕員養成研修を年1コース（講座80時間、講義10時間）実施しています。

例年夜間に開催していましたが、令和3年度は日中に実施したため申込者が少なくなりました。そのため、令和4年度からは再度夜間に実施しています。

○ 重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	0%	0%	0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

普段、訪問支援している慣れたヘルパーが、入院時に病院を訪問しコミュニケーション支援を行う事業となりますが、対象者は少なく、この3年間の利用はありませんでした。

③日常生活用具給付等事業

○ 日常生活用具給付等事業 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

利用者数（人）		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
計画値	合計	336	336	336
	① 介護・訓練支援用具	6	6	6
	② 自立生活支援用具	10	10	10
	③ 在宅療養等支援用具	7	7	7
	④ 情報・意思疎通支援用具	7	7	7
	⑤ 排泄管理支援用具	300	300	300
	⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	5	5	5
	⑦ 防災用具	1	1	1
実績値	合計	317	298	296
	① 介護・訓練支援用具	5	1	6
	② 自立生活支援用具	10	8	6
	③ 在宅療養等支援用具	5	4	2
	④ 情報・意思疎通支援用具	11	9	6
	⑤ 排泄管理支援用具	281	271	274
	⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	4	5	2
	⑦ 防災用具	1	0	0
達成率	合計	94.3%	88.7%	88.1%
	① 介護・訓練支援用具	83.3%	16.7%	100.0%
	② 自立生活支援用具	100.0%	80.0%	60.0%
	③ 在宅療養等支援用具	71.4%	57.1%	28.6%
	④ 情報・意思疎通支援用具	157.1%	128.6%	85.7%
	⑤ 排泄管理支援用具	93.7%	90.3%	91.3%
	⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	80.0%	100.0%	40.0%
	⑦ 防災用具	100.0%	0.0%	0.0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

日常生活用具給付等事業については、計画値を下回っている用具もありますが、概ね横ばいの利用者数で推移しています。内訳では「⑤排泄管理支援用具」のストーマ装具や紙おむつの支給が多く、大半を占めています。

防災用具は、利用できる対象者が人工呼吸器を利用している等の重度障がい者であるため対象となる人が少なく、申請件数は令和3年度の1件のみでした。対象者には十分な周知が必要と考えます。

④移動支援事業

○ 移動支援事業 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
実利用者数 (人)	計画値	70	70	70
	実績値	54	46	50
	達成率	77.1%	65.7%	71.4%
延利用時間 (時間)	計画値	3,600	3,600	3,600
	実績値	2,731	2,794	3,354
	達成率	75.9%	77.7%	93.2%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

移動支援事業については、これまで、利用者及び利用時間ともに年々増加していましたが、令和3年度、令和4年度については、新型コロナウイルス感染症による利用控えなどが影響し、利用は減少しました。利用者の生活状況や希望に応じ、安心して外出ができるよう支援しました。

現在、委託事業所は18事業所（市内5事業所、市外13事業所）になっています。

⑤地域活動支援センター事業

○ 地域活動支援センター事業 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
委託事業所数 (箇所)	計画値	2	2	2
	実績値	2	2	2
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
延利用者数 (人)	計画値	2,600	2,600	2,600
	実績値	1,922	1,518	1,500
	達成率	73.9%	58.4%	57.7%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

市内に地域活動支援センターは、精神障がい者を主な対象としたサポートセンターゆめワークと、知的障がい者及び身体障がい者を主な対象としたサポートセンター絆があります。

延利用者数が減少している理由として、自立支援給付サービス（日中活動系サービス）の利用に移行していることが考えられます。また、新型コロナウイルス感染症の影響も考えられます。

⑥その他の事業

○ 日中一時支援事業 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
委託事業所数 (箇所)	計画値	25	25	25
	実績値	27	24	25
	達成率	108.0%	96.0%	100.0%
実利用者数 (人)	計画値	80	80	80
	実績値	87	85	80
	達成率	108.8%	106.3%	100.0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

日中一時支援事業については、実施事業所数及び利用者数ともにほぼ計画値どおりの実施ができました。利用者が希望する事業所で活動できるよう、また、利用者とその家族の状況に応じ必要なときに利用できるよう対応しました。

令和5年度の委託事業所25か所のうち、市内の事業所は9か所、市外の事業所は16か所です。

○ 訪問入浴サービス支援事業 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
委託事業所数 (箇所)	計画値	3	3	3
	実績値	2	2	2
	達成率	66.7%	66.7%	66.7%
利用者数 (人)	計画値	6	6	6
	実績値	10	10	9
	達成率	166.7%	166.7%	150.0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

訪問入浴サービスは、委託事業所数については、計画値を下回っていますが、希望する利用者に対するサービス支援は2事業所で提供できています。在宅の重度障害者の増加により、利用者は計画を上回っています。



○ 巡回支援専門員整備事業 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
委託事業所数 (箇所)	計画値	2	2	2
	実績値	2	2	2
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
利用者数 (人)	計画値	220	220	220
	実績値	229	208	220
	達成率	104.1%	94.5%	100.0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

巡回相談は、「伊豆の国市児童発達支援センターきららか」と「伊豆医療福祉センター」に委託して実施しています。

幼稚園、保育園、小学校、中学校等で巡回相談を実施し、200人を超える相談を受けています。マンパワーの関係で、これ以上の対応が難しくなっています。

⑦障害者虐待防止対策支援事業

○ 障害者虐待防止対策支援事業 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
通報・届出件数 (件)	計画値	5	5	5
	実績値	2	5	9
	達成率	40.0%	100.0%	180.0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

市障がい者虐待防止センターが、平成24年10月1日に設置されました。

通報・届出件数の中で、調査後に実際に虐待であったものは、令和3年度、令和4年度ともに0人でした。

障がい者の権利擁護の観点から、疑いの案件でも積極的に通報してもらえよう普及啓発に努めています。

(4) その他支援事業の現状と評価

① 自動車運転免許取得・改造助成事業

▶▶ 実施状況 ▶▶

(年度毎の合計)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	2	2	2
	実績値	0	0	1
	達成率	0%	0%	50.0%

▶▶ 現状と評価 ▶▶

自動車運転免許取得・改造助成事業は、利用希望者が少なくなっています。障がい者の社会参加促進のため、対象者への制度案内に努めています。

② 障害支援区分認定等事務事業

▶▶ 実施状況 ▶▶

(年度毎の合計)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
認定者数 (人)	計画値	140	140	140
	実績値	122	90	120
	達成率	87.1%	64.3%	85.7%

▶▶ 現状と評価 ▶▶

障害者総合支援法では、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を示す「障害支援区分」を設けるとともに、その判定等を中立・公正な立場で専門的な観点から行うために、各市町村に市町村審査会を設置することとなっています。

当市では、「障害支援区分判定審査会」を伊豆市と共同設置しており、5名の委員に審査をお願いしています。

障害支援区分認定を受ける方の人数はほぼ横ばいですが、区分認定期間が多くの場合で36か月のため、年度により件数のばらつきがあります。

③ 難病患者等介護家族リフレッシュ事業

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	4	4	4
	実績値	5	4	3
	達成率	125.0%	100.0%	75.0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

難病患者等介護家族リフレッシュ事業は、訪問看護ステーションに委託し実施しています。対象者は限られていますが、在宅で安心して生活するために必要不可欠な事業です。支援を必要としているご家族のために、訪問看護事業所と連携し事業を実施しています。

令和5年度は、市内2事業所（訪問看護ステーションひまわり、ラポールあい訪問看護ステーション）及び市外2事業所（訪問看護ステーション木の実、つなぐ訪問看護リハビリステーション）に委託し実施しました。

④ ライフサポート事業

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	15	15	15
	実績値	8	8	8
	達成率	53.3%	53.3%	53.3%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

自立支援給付の生活介護や短期入所、児童発達支援事業等が受けられない場合に、同様のサービスを当該事業にて提供します。実績値が計画値を下回っていますが、自立支援給付等でサービスを提供しているため、必要なサービス提供はできています。

令和5年度は、きららか、みはらしの里、優しい家、長岡寮湯の家、ミルクウェイに委託し実施しました。

第5節 令和8年度の目標値

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や一般就労への移行、また相談支援体制の充実・強化について対応する必要があります。

本計画において、令和8年度を目標年度として、必要な障がい福祉サービスの量を見込み、それぞれの数値目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

令和8年度末時点の施設入所者数48人については、令和4年度末時点の入所者数52人から、国が示す5%以上である4人を削減することを目標に数値を設定します。

また、地域生活移行者については、令和4年度末時点の入所者数52人のうち、国が示す6%以上である4人が地域生活に移行することを目標に数値を設定します。

具体的な根拠については、自宅やグループホームへの地域移行による4人減、介護保険施設への移行による1人減、入院等の退所による3人減、入所待機者25人のうち新たな入所による4人増となります。

施設入所者の地域生活への移行を進めるに当たっては、必要な意思決定支援が行われ、本人の意思が確認されたうえで、地域生活に移行する上で必要な支援等について、関係機関と連携して検討していきます。

【成果目標】

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の入所者数(A)	52人	令和4年度末時点の施設入所者数
令和9年3月31日時点の入所者数目標(B)	48人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標値】 削減見込(A-B)	4人	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	4人	令和6・7・8年度に、施設から自宅やグループホームなどへ移行する人数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当市の協議の場として、平成 30 年度に市地域自立支援協議会にワーキンググループを設置し、保健・福祉関係者・家族会代表者による情報共有や連携を行ってきました。

令和 2 年度からは、ワーキンググループから専門部会に格上げし、新たな構成メンバーとして医療機関・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所にも参画していただいています。

重層的な連携による更なる支援体制強化のため、協議の場における活動の具体的な数値を次のとおり設定します。

【活動指標】

項目	数 値	考 え 方
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1 箇所	平成 30 年度に、市単独で設置済

【活動指標】

項目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場の開催回数	6 回	6 回	6 回	
重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2 回	2 回	2 回	
重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健・医療・福祉・介護・当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込み	保健	1 名	1 名	1 名
	医療（精神科）	3 名	3 名	3 名
	医療（精神科以外）	0 名	0 名	0 名
	福祉	2 名	2 名	2 名
	介護	1 名	1 名	1 名
	当事者	1 名	1 名	1 名
	家族	1 名	1 名	1 名
グループホーム	1 名	1 名	1 名	

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実

「地域生活支援拠点等の整備」とは、障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活を支援するための機能（①相談、②緊急時受入・対応、③体験の機会・場の提供、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

当市では、令和2年度に市地域自立支援協議会に地域生活支援部会を設置し、国が示す上述の5つの機能について協議を重ね拠点整備を推進してきました。

今後は、5つの機能ごとに目標値を定め、関係機関と連携し機能充実を図ります。

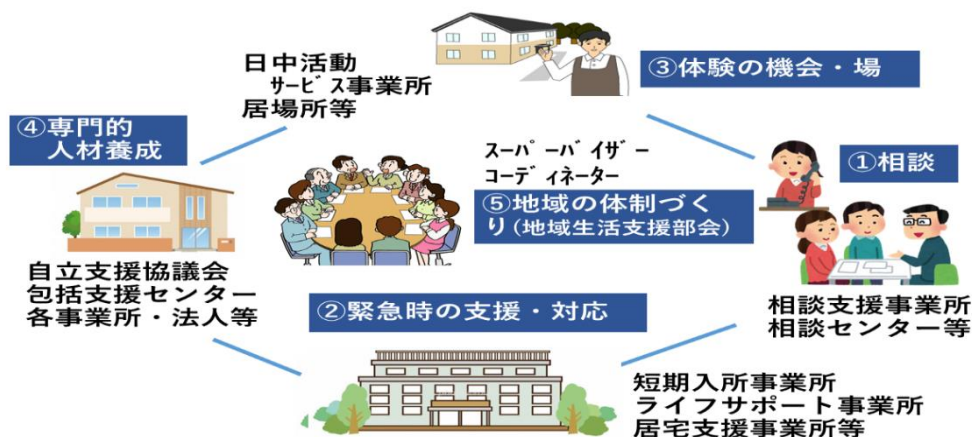
なお、機能充実に向けた検証及び検討を行う場と、年間の実施回数を具体的数値として次のとおり設定します。

【成果目標】

項目	考え方
地域生活支援拠点の整備	令和2年度に、市単独で設置済

【活動指標】

項目	考え方
拠点等の整備、機能充実に向けた検証及び検討を行う場の名称	伊豆の国市地域自立支援協議会 「地域生活支援部会」
コーディネーターの配置人数	令和8年度末までに1人配置
検証及び検討の年間実施回数	令和6年度から令和8年度まで 各年度2回実施
強度行動障害を有する障がい者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備	令和8年度末までに、市単独で整備



(4) 福祉施設（就労支援事業所）から一般就労への移行等

令和8年度中の一般就労への移行者数については、令和3年度実績7人の1.28倍以上（国の指標）である9人を目標に数値を設定します。

この9人のうち、就労移行支援事業を通じた移行者は令和3年度実績1人の1.31倍以上（国の指標）である2人を、就労継続支援A型事業所を通じた移行者は令和3年度実績2人の1.29倍以上（国の指標）である2人を、就労継続支援B型事業所を通じた移行者は令和3年度実績5人の1.28倍以上（国の指標）である7人を目標に数値を設定します。

また、令和8年度における一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用する人数については、令和3年度の就労定着支援利用者数1人の1.41倍以上（国の指標）である3人を目標に数値を設定します。

当市には、就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所が1か所もないため、一般就労への移行者数を増やすためにも、両事業所の新規整備を推進します。

【成果目標】

項目	数値	考え方
【目標値】 令和8年度中の一般就労移行者数(A)	11人	令和8年度中に、就労支援事業所を利用して一般就労に移行する人数 【令和3年度実績7人の1.28倍以上】
うち 就労移行支援を利用して一般就労に移行する者	3人	【令和3年度実績1人の1.31倍以上】
うち 就労継続支援A型を利用して一般就労に移行する者	4人	【令和3年度実績2人の1.29倍以上】
うち 就労継続支援B型を利用して一般就労に移行する者	4人	【令和3年度実績5人の1.28倍以上】
【目標値】 就労定着支援事業利用者数	3人	令和8年度における一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数 【令和3年度の就労定着支援利用者数1人の1.41倍以上】
【目標値】 令和8年度末における就労移行支援事業所の数等	1事業所	(うち一般就労へ移行した者の割合5割以上の事業所数：1事業所)
【目標値】 令和8年度末における就労定着支援事業所の数等	1事業所	(うち就労定着率7割以上の事業所数：1事業所)

(5) 相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保

相談支援体制を充実・強化するため、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが活動指標に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。設置方法については、委託での設置を目指しますが、状況によっては市直営での設置についても検討します。市地域自立支援協議会においては、個別事例の検討を通じた地域課題解決への取組を引き続き実施していきます。

【成果目標】

項目	考え方
基幹相談支援センターの設置	令和7年度に市単独で設置 (委託での設置もしくは市直営での設置)

【活動指標】

項目	考え方
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	市地域自立支援協議会相談支援事業所部会にて毎月2回実施【令和7年度：24回、令和8年度：24回】
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	市地域自立支援協議会全体会、相談支援事業所部会にて研修会開催【令和7年度：6回、令和8年度：6回】
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所との連携強化の取組の実施回数	市地域自立支援協議会相談支援事業所部会にて毎月2回実施【令和7年度：24回、令和8年度：24回】
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	市地域自立支援協議会相談支援事業所部会にて毎月1回実施【令和7年度：12回、令和8年度：12回】

【成果目標】

項目	考え方
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組の実施及び体制確保	令和6年度に実施及び体制確保

【活動指標】

項目	考え方
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(参加事業者・機関数)	令和6年度から令和8年度まで 毎年度12回(7事業者・機関)
協議会の専門部会の設置数(実施回数)	令和6年度から令和8年度まで 毎年度5部会(40回)

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められており、市町村においては、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することが求められています。

当市においては、県が実施する障がい福祉サービス等に関わる研修への職員の参加を推進します。

また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を継続しながら、更なる連携強化に努めます。

【成果目標】

項目	考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和2年度中に構築済

【活動指標】

項目	考え方
相談支援従事者初任者研修の参加	障がい福祉課職員に対し、研修の目的等を説明し意識付けします。 【参加人数】
障害支援区分認定調査員研修の参加	・相談支援従事者初任者研修：各年度1人 ・障害支援区分認定調査員研修：各年度3人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	令和2年度中に構築済 具体的には、当該年度に発生したエラー・警告等の状態に対する原因解決方法を示したものを作成し、年1回、関係事業所に情報提供します。また、関係自治体と共有する体制として、毎月実施している3市3町障がい福祉連絡会で、各市町の情報・考えを検討共有する場を年1回設けます。 【上記共有を実施する回数】各年度2回

第6節 障がい福祉サービス・地域生活支援事業の見込量

(1) 障がい福祉サービス

● 訪問系サービス

【利用者数】

(月あたり)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	98人	97人	96人
重度訪問介護	3人	3人	3人
同行援護	11人	11人	11人
行動援護	1人	1人	1人
重度障害者等包括支援	0人	0人	0人

【必要な量の見込】

(月あたり)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	1,273時間分	1,260時間分	1,247時間分
重度訪問介護	402時間分	402時間分	402時間分
同行援護	130時間分	130時間分	130時間分
行動援護	3時間分	3時間分	3時間分
重度障害者等包括支援	0時間分	0時間分	0時間分

【見込量確保のための方策】

- 住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、訪問系サービスの充実を図ります。
また、利用者がサービス内容を理解しやすいように、サービス内容に関する情報提供を充実させ、サービスの利用促進に努めます。
- 多様化するニーズに対応できる提供体制を整備するとともに、サービスの質の向上を図ります。
- 困難事例への対応などを支援するため、個別支援会議の開催や市地域自立支援協議会相談支援事業所部会、サービス事業者との連携を強化します。
また、地域で共通する課題を解決するため、専門部会で調査研究を実施します。

日中活動系サービス

【利用者数】

(月あたり)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	96人	102人	108人
うち強度行動障害を有する者	43人	46人	49人
うち高次脳機能障害を有する者	1人	1人	1人
うち医療的ケアを必要とする者	8人	8人	8人
自立訓練（機能訓練）	1人	1人	1人
自立訓練（生活訓練）	2人	1人	1人
就労選択支援	—	15人	15人
就労移行支援	3人	4人	5人
就労継続支援（A型）	38人	39人	39人
就労継続支援（B型）	146人	153人	160人
就労定着支援	3人	3人	3人
療養介護	5人	5人	5人
福祉型短期入所	16人	18人	20人
うち強度行動障害を有する者	4人	4人	4人
うち高次脳機能障害を有する者	1人	1人	1人
うち医療的ケアを必要とする者	0人	0人	0人
医療型短期入所	7人	8人	9人
うち強度行動障害を有する者	0人	0人	0人
うち高次脳機能障害を有する者	0人	0人	0人
うち医療的ケアを必要とする者	1人	1人	1人

【必要な量の見込】

(月あたり)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	1,990人日分	2,110人日分	2,230人日分
うち強度行動障害を有する者	960人日分	1,020人日分	1,080人日分
うち高次脳機能障害を有する者	4人日分	4人日分	4人日分
うち医療的ケアを必要とする者	123人日分	123人日分	123人日分
自立訓練（機能訓練）	19人日分	19人日分	19人日分
自立訓練（生活訓練）	39人日分	19人日分	19人日分
就労選択支援	—	—	—
就労移行支援	63人日分	84人日分	105人日分
就労継続支援（A型）	785人日分	805人日分	805人日分

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援（B型）	2,642 人日分	2,768 人日分	2,894 人日分
就労定着支援	—	—	—
療養介護	—	—	—
福祉型短期入所	101 人日分	115 人日分	129 人日分
うち強度行動障害を有する者	23 人日分	23 人日分	23 人日分
うち高次脳機能障害を有する者	4 人日分	4 人日分	4 人日分
うち医療的ケアを必要とする者	0 人日分	0 人日分	0 人日分
医療型短期入所	21 人日分	25 人日分	29 人日分
うち強度行動障害を有する者	0 人日分	0 人日分	0 人日分
うち高次脳機能障害を有する者	0 人日分	0 人日分	0 人日分
うち医療的ケアを必要とする者	2 人日分	2 人日分	2 人日分

【見込量確保のための方策】

- 事業者との連携を強化し、ニーズに対応したサービスの質的充実を図ります。
- 市内にサービスが不足している「生活介護」・「就労移行支援」・「就労継続支援A型」・「就労定着支援」・「短期入所」事業所の確保に努めます。
- 新たに創設される「就労選択支援」は、障がい者本人が就労先・働き方についてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援するサービスです。「就労移行支援」や「就労継続支援」の利用に当たっても必要なサービスであるため、事業所の確保に努めます。
- 利用者がサービス内容を理解しやすいように、サービス内容に関する周知に努めます。また、福祉施設、事業者などと連携を図り、多様な日中活動系サービスの確保に努めます。
- 虐待防止のための緊急避難や、介護者の高齢化による緊急保護を必要とする場合などに備え、緊急時に利用できる施設の事業者と連携を図ります。
- 県、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、商工会、特別支援学校及び就労関係団体などと連携し、就労支援ネットワークの構築に努めます。さらに、市地域自立支援協議会就労支援部会において、自立生活支援を検討します。
- 一般就労への移行を目指す人の働く場の創出のため、民間企業に対して、法定雇用率や障がいのある人の雇用に関する各種助成制度の活用、税制上の優遇措置などの継続的な周知に努めます。

● 居住系サービス

【必要な量の見込】

(月あたり)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	左記見込量のうち精神障害者数(人)		
	利用者数(人)	利用者数(人)	利用者数(人)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	64	68	72	28	30	32
うち強度行動障害を有する者	2	3	3	0	0	0
うち高次脳機能障害を有する者	4	4	4	4	4	4
うち医療的ケアを必要とする者	0	0	0	0	0	0
うち日中サービス支援型	17	19	21	8	9	10
施設入所支援	49	48	48			

【見込量確保のための方策】

- 共同生活援助（グループホーム）については、施設入所者や精神科病院に入院している人の地域移行の受け皿として、また一人暮らしが難しい在宅の方の住まいとして、生活の基盤となる重要なサービスです。利用希望者は多く、市内の事業所だけでは対応しきれないため、事業所の更なる確保に努めます。
- 施設入所支援については、国の指針により施設から地域への移行が進められています。施設入所者の状況を確認し、相談支援専門員と連携を取りながら、地域生活が可能な人については地域への積極的な移行を進め、施設入所者の減少に努めます。
- 障がいの状況や家庭の事情により地域での生活が困難な人もおり、施設入所の必要性は残されています。必要性・緊急性が高い人が優先して入所できるように働き掛けていきます。

● 相談支援

計画相談支援

【利用者数】

(年度あたり)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	367人	369人	371人
相談支援事業所数(箇所)	6	6	6

【見込量確保のための方策】

- 相談支援専門員等の人材確保やケアマネジメントの仕組みづくりなどの体制を強化し、障がいのある人に対する支援が適切に行えるよう努めます。
- 引き続き、市地域自立支援協議会相談支援事業所部会を継続的に開催し、相談支援専門員同士の連携強化を図るとともに、個々の相談支援専門員の質の向上に努めます。

地域相談支援

【利用者数】

(年度あたり)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	左記見込量のうち精神障害者数		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	2人	2人	2人	2人	2人	2人
地域定着支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【見込量確保のための方策】

- 入所施設や精神科病院と連携し、退所・退院可能な精神障がい者などに対して、地域移行支援の利用促進に努めます。
- 地域移行に必要な住まいの場である、グループホームの確保に努めます。
- 宅建協会や地元不動産業者等と連携し、障がいのある人が安心できる住まいの確保や、賃貸住宅などの住まいで生活しやすい環境を整えます。

(2) 基盤整備計画

・重度の障がいがある人などが住み慣れた地域で引き続き生活できるよう、また、入所施設等からの地域移行を進めるために、生活介護事業所、福祉型短期入所事業所及び共同生活援助事業所（日中サービス支援型グループホーム）について、それぞれ令和8年度末までに1か所の整備を目指します。

・福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めるため、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所及び就労定着支援事業所について、それぞれ令和8年度末までに1か所の整備を目指します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	整備数（箇所）	0	0	1
	定員（人分）	0	0	10
就労移行支援	整備数（箇所）	1	0	0
	定員（人分）	10	0	0
就労継続支援A型	整備数（箇所）	1	0	0
	定員（人分）	10	0	0
就労定着支援	整備数（箇所）	0	1	0
	定員（人分）	0	5	0
福祉型短期入所	整備数（箇所）	1	0	0
	定員（人分）	5	0	0
共同生活援助	整備数（箇所）	0	1	0
	定員（人分）	0	10	0
うち日中サービス支援型	整備数（箇所）	0	1	0
	定員（人分）	0	10	0



(3) 地域生活支援事業

各年度における事業の種類ごとの量の見込み

(年度毎の合計)

事業名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施		実施		実施	
(2) 自発的活動支援事業	実施		実施		実施	
(3) 相談支援事業						
基幹相談支援センター等機能強化事業 ※実施の有無を記載	実施		実施		実施	
住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	実施		実施		実施	
(4) 成年後見制度支援事業						
成年後見利用支援事業	/	1	/	1	/	1
成年後見制度法人後見支援事業	1	3	1	3	1	3
(5) 意思疎通支援事業						
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	/	120	/	120	/	120
手話通訳者設置事業 ※実設置見込み者数を記載	1	/	1	/	1	/
手話奉仕員養成研修事業	1	15	1	15	1	15
重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業	/	1	/	1	/	1
(6) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数を記載						
介護・訓練支援用具	/	6	/	6	/	6
自立生活支援用具	/	10	/	10	/	10
在宅療養等支援用具	/	5	/	5	/	5
情報・意思疎通支援用具	/	10	/	10	/	10
排泄管理支援用具	/	100	/	100	/	100
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	/	5	/	5	/	5
防災用具	/	1	/	1	/	1
(7) 移動支援事業 ※「実利用見込み者数」欄に、実利用見込み者数、延べ利用見込み時間数の順に記載						
個別移動支援事業	/	60	3,600	/	60	3,600
車両輸送型移動支援事業	1	/	1	/	1	/
(8) 地域活動支援センター	2	1,600	2	1,600	2	1,600

事業名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数
(9) その他の事業						
日中一時支援事業	25	90	25	90	25	90
訪問入浴サービス事業	2	10	2	10	2	10
巡回支援専門員整備事業	2	220	2	220	2	220
(10) 障害者虐待防止対策支援事業		8		8		8

(4) その他支援事業

事業名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数
(1) 自動車運転免許取得・改造助成事業		1		1		1
(2) 難病患者等介護家族リフレッシュ事業		4		4		4
(3) ライフサポート事業		8		8		8



第4章 第3期伊豆の国市障害児福祉計画

第1節 障がい児福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、障がい者計画の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的に整備を行います。

◎ 地域支援体制の構築

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備します。

◎ 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

◎ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

保育所等訪問支援等の障がい児支援を活用し、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無に関わらず、全てのこどもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

◎ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児や医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるよう、関係機関が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

◎ 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行う障がい児相談について、質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

第2節 障がい児福祉サービスの体系

障がい児福祉サービスは、国の基準で実施される次のサービスがあります。

『障がい児福祉サービス』

サービス名	内容
児童発達支援	未就学児が、児童発達支援センターやその他の施設に通所し、日常生活における基本的な動作の習得、集団生活への適応等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある未就学児が、医療型児童発達支援センターまたは、指定医療機関に通所し、日常生活における基本的な動作の取得、集団生活への適応及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障がい児が、授業の終了後又は休業日に放課後等デイサービス事業所に通い、生活能力の向上のために必要な支援を受け、社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所、その他の児童が集団生活を営む施設等を訪問し、施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な助言を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等で外出が困難な未就学の障がい児の居宅を訪問し、児の成長を促すための個別支援や家族支援（相談援助）を行います。

第3節 令和5年度の目標達成度

(1) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

国が示す障害児通所支援等の地域支援体制の整備について、当市では目標値を達成することができています。今後も、児童発達支援センターきららかを中核に、発達に課題のある児童とその保護者に対し、切れ目のない地域支援体制の構築を目指し、保健、障がい福祉、保育、教育など関係機関との連携を強化します。

項目	考え方
【目標値】 児童発達支援センターの設置	平成27年度に設置済
【目標値】 保育所等訪問支援を利用できる体制構築	平成27年度に構築済
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	【児童発達支援事業所】 平成24年度に市内に設置済 【放課後等デイサービス事業所】 圏域内に2か所確保済、市内への確保について検討
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関等による協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	【協議の場の設置】 市地域自立支援協議会に医療的ケア児等支援部会を設置済 【コーディネーターの配置】 4名を配置済
【実績値】 児童発達支援センターの設置	平成27年度に設置済
【実績値】 保育所等訪問支援を利用できる体制構築	平成27年度に構築済
【実績値】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	【児童発達支援事業所】 平成24年度に市内に設置済 【放課後等デイサービス事業所】 圏域内に2か所確保済、市内には未設置
【実績値】 医療的ケア児支援のための関係機関等による協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	【協議の場の設置】 市地域自立支援協議会に医療的ケア児等支援部会を設置済 【コーディネーターの配置】 4名を配置済

第4節 障がい児福祉サービスの評価

(1) 障がい児通所支援サービスの現状と評価

○ 児童発達支援 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(月あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	34	36	38
	実績値	33	32	34
	達成率	97.1%	88.9%	89.5%
サービス量 (人日分)	計画値	510	540	570
	実績値	456	418	444
	達成率	89.4%	77.4%	77.9%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

児童発達支援は、令和5年度には市内2か所の事業所（伊豆の国市児童発達支援センターきららか、伊豆医療福祉センターポレポレ）と市外5か所（こどもサポート教室「きらり」函南校、児童発達支援事業所はぐくむ函南柏谷教室、KONOMI、Palette、ドリームケアふいる）の事業所を利用しています。新型コロナウイルス感染症の影響等でサービス量は計画値を下回りましたが、利用希望者は増加しています。

○ 医療型児童発達支援 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(月あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
サービス量 (人日分)	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

医療型児童発達支援は、利用できる事業所等が県内に1か所しかなく利用者はいません。

○ 放課後等デイサービス ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(月あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	108	121	134
	実績値	108	120	128
	達成率	100.0%	99.1%	95.5%
サービス量 (人日分)	計画値	1,296	1,452	1,608
	実績値	1,343	1,479	1,599
	達成率	103.6%	101.9%	99.4%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

放課後等デイサービスは、利用希望者が年々増加しており、ほぼ計画値どおりの実績になりました。

市内には、令和3年度に2か所、令和4年度に2か所の事業所が新たに開設され、令和5年度末現在、全部で8事業所となっています。市内の事業所数は増えましたが、市外の事業所の利用者や市内の事業所と市外の事業所の併用利用者も多いことから、実際の希望はさらに多いと考えられます。

○ 保育所等訪問支援 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(月あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	4	4	4
	実績値	9	4	6
	達成率	225.0%	100.0%	150.0%
サービス量 (人日分)	計画値	4	4	4
	実績値	9	4	6
	達成率	225.0%	100.0%	150.0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

保育所等訪問支援の利用者は年々増加傾向にあります。保育園や幼稚園に対して、サービスが広く周知されたことが要因のひとつと考えられます。

市内でサービスを実施しているのは、伊豆の国市児童発達支援センターきららかの1か所であり、それ以外は市外の事業所を利用しています。

○ 居宅訪問型児童発達支援 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(月あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	0	0	2
	実績値	0	0	0
	達成率	0%	0%	0%
サービス量 (人日分)	計画値	0	0	8
	実績値	0	0	0
	達成率	0%	0%	0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

居宅訪問型児童発達支援は、事業所が駿東田方圏域内で1か所しかなく、利用はありませんでした。今後は、利用希望の状況を見ながら、事業所の整備を検討します。

○ 障害児相談支援 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	161	174	187
	実績値	161	165	175
	達成率	100.0%	94.8%	93.6%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

障害児相談支援の利用者は、年々増えています。ほぼすべての利用者が市内の相談支援事業所を利用していますが、市外の事業所を利用している人も数名います。

サービスの利用者が増加しているため、今後も増えることが見込まれます。

○ 医療的ケア児コーディネーターの配置人数 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
医療的ケア児 コーディネーター 配置人数	計画値	4	4	4
	実績値	3	4	4
	達成率	75.0%	100.0%	100.0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

医療的ケア児コーディネーターについては、ほぼ計画値どおりに配置できました。

(2) 基盤整備の現状と評価

○ 放課後等デイサービス ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
整備数 (箇所)	計画値	1	1	1
	実績値	2	2	0
定員 (人分)	計画値	10	10	10
	実績値	20	20	0

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

放課後等デイサービス事業所については、令和5年度末までの3年間で3か所(定員30人)の整備を目指し、令和3年度に2か所(定員20人)、令和4年度に2か所(定員20人)の事業所が開設されました。

年々、事業所数は増えていますが、市外事業所と併用されている利用者も多く、依然需要は高くなっています。

第5節 令和8年度の目標値

(1) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

国の指針では、令和8年度末までに①児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1か所以上設置すること、②全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築を図ること、③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に1か所以上確保すること、④医療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図る協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目標の基本としており、当市の状況については下表のとおりです。

当市においては、児童発達支援センターきららかを中核に、発達に課題のある児童とその保護者に対し、切れ目のない地域支援体制の構築を目指し、保健、障害福祉、保育、教育など関係機関との連携を強化します。

さらに、就労への支援などライフステージに応じた継続した関わりや、家族を含めた包括的な相談支援体制を構築します。

また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、市自立支援協議会の医療的ケア児支援部会において、医療的ケア児支援コーディネーターを中心に、関係機関が集まり協議していきます。

【成果目標】

項目	考え方
【目標値】 児童発達支援センターの設置	平成27年度に設置済
【目標値】 保育所等訪問支援を活用しながら障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制構築	平成27年度に構築済
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	【児童発達支援事業所】 平成24年度に市内に設置済 【放課後等デイサービス事業所】 圏域内に2か所確保済 市内への確保について検討
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関等による協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	【協議の場の設置】 市地域自立支援協議会に医療的ケア児等支援部会を設置済 【コーディネーターの配置】 4名を配置済

第6節 障がい児福祉サービスの見込量

(1) 障がい児通所支援サービス

【利用者数】

(月あたり)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	36人	38人	40人
医療型児童発達支援	0人	0人	0人
放課後等デイサービス	136人	144人	152人
保育所等訪問支援	8人	10人	12人
居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	0人

【必要な量の見込】

(月あたり)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	470人日分	496人日分	522人日分
医療型児童発達支援	0人日分	0人日分	0人日分
放課後等デイサービス	1,719人日分	1,839人日分	1,959人日分
保育所等訪問支援	8人日分	10人日分	12人日分
居宅訪問型児童発達支援	0人日分	0人日分	0人日分

【見込量確保のための方策】

- 児童発達支援については、早期に適切な支援を行うことの重要性に鑑み、必要量の確保に向けて、サービス提供事業者との連携強化に努めます。
- 医療型児童発達支援については、利用見込みはなく、サービス提供事業者の体制も整っていないため、今後のニーズに合わせて検討していきます。
- 放課後等デイサービスについては、利用者数・利用日数ともに更なる増加が見込まれます。サービス提供事業者・関係団体との連携強化に努めます。
- 保育所等訪問支援については、保育園・幼稚園・小学校等との連携体制の更なる強化に努めると同時に、サービスの利用促進と質の向上に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援については、事業所が駿東田方圏域に1箇所しかないため、今後のニーズに合わせて、県と連携しながら広域で対応を図ります。

障害児相談支援

【利用者数】

(年度あたり)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	185人	195人	205人

【見込量確保のための方策】

- 適切なサービス提供がされるように、児童通所支援を利用する全ての児童について、障害児相談支援を提供します。
- 引き続き、地域自立支援協議会相談支援事業所部会を継続的に開催し、相談支援専門員同士の連携強化を図るとともに、個々の相談支援専門員の質の向上に努めます。

医療的ケア児コーディネーターの配置人数

【利用者数】

(年度あたり)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児コーディネーターの配置人数	4名	4名	4名

【見込量確保のための方策】

- 引き続き、各相談支援事業所との連携を強化し、資格の取得について働きかけます。

発達障害者関係

国の指針では、発達障がい早期発見・早期支援のための体制の構築を目指しています。保護者が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識を身に付け適切な対応ができる環境を作るため、ペアレントトレーニング等の支援プログラムの実施や、指導者の養成等が求められています。

本市では、発達障がいやその保護者を対象とした以下の取組みについては基盤となる事業がなく、今後の見込値の設定が困難な状況です。

【活動指標】

(年度あたり)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	— 人	— 人	— 人
ペアレントメンターの人数	— 人	— 人	— 人
ピアサポートの活動への参加人数	— 人	— 人	— 人

- ・ペアレントプログラムとは、子育てに難しさを感じる保護者が「①お子さんの『行動』の理解の仕方を学び」、「②楽しく子育てをする自信をつけること」、「③子育ての仲間を見つける機会とすること」を目的としたプログラムです。
- ・ペアレントメンターとは、発達障がいの子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や情報提供等を行う保護者のことです。
- ・ピアサポートとは、共通の経験をした人同士による相互援助を軸とした活動のことを言います。ここでは、「発達障がいのある子を持つ保護者や配偶者、兄弟同士及び本人同士が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行う活動」の参加者数を指標としています。

【見込量確保のための方策】

- 本市では、児童発達支援センターきららかににおいて、親子療育教室プティ事業を行っています。発達について、療育教室の遊び等を通じて保護者の悩みや不安に対し、専門のスタッフがアドバイスをを行い相談に対応していますが、市の事業としての研修は実施していません。また、ペアレントメンターの養成研修についても実施していないため、人数の把握もしていません。
- 駿東田方圏域自立支援協議会の児童発達ワーキンググループの活動として、ペアレントプログラム講座が開催されるときに、職員・関係者及び保護者に対し、積極的に参加を呼び掛けます。
- 今後は、国・県の動向を注視しながら、必要があれば、駿東田方圏域自立支援協議会の活動と連携して事業の在り方について検討していきます。

(2) 基盤整備計画

児童発達支援については、市内の事業所はきさらか1か所であり、早期療育の必要性から、1か所の整備を目指します。

放課後等デイサービスについては、引き続き、利用希望者が多く今後も希望は増えていくことが見込まれます。このような状況から、2か所（うち1か所は、主に重症心身障害児を支援する事業所）の整備を目指します。

保育所等訪問支援については、年々需要が高くなっており、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進のため、1か所の整備を目指します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	整備数(箇所)	0	1	0
	定員(人分)	0	10	0
放課後等デイサービス	整備数(箇所)	1	1	0
	定員(人分)	10	10	0
保育所等訪問支援	整備数(箇所)	1	0	0
	定員(人分)	—	—	—

第5章 計画推進体制

第1節 計画を推進するために

1 市民・事業者・行政の協働

障がい者施策を円滑に推進するためには、障がいのある人、行政、市民、企業、事業者が相互理解を深めると共に、連携し、協力していくことが大切です。

また、国や県と連携して、本計画を推進すると共に、国や県レベルで対応する課題については積極的に提言や要望を行っていきます。

2 全庁的な推進体制の整備

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、全庁的な推進体制を構築し、定期的に計画の見直しを実施します。

3 地域自立支援協議会による計画の管理

計画の着実な推進を図るため、伊豆の国市地域自立支援協議会において、計画の進捗状況を報告し、推進や見直しに対する助言を得ます。

第6章 資料編

資料1 策定経過

時 期	会議名等	会議内容等
令和5年7月13日	第1回策定会議 (地域自立支援協議会) ※書面による会議	・計画の概要について ・今後の策定スケジュールについて ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の達成状況について
8月～9月	関係団体等ヒアリング	
9月14日	第2回策定会議 (地域自立支援協議会)	・障害福祉計画・障害児福祉計画(素案)に対する意見聴取
12月15日～ 令和6年1月12日	パブリックコメントの実施	・市ホームページ、障がい福祉課窓口、本庁1階玄関ロビーにおいて計画案に対する意見の募集
2月27日	第3回策定会議 (地域自立支援協議会)	・パブリックコメントの実施結果について ・障害福祉計画・障害児福祉計画案の承認

資料2 伊豆の国市地域自立支援協議会委員

(敬称略)

No.	氏名	所属
1	佐久間 哲也	(医) 玉川会 エムオーエー奥熱海クリニック
2	青木 大輔	(公財) 復康会 田方・ゆめワーク
3	山田 芳治	(福) 春風会 もくせい苑
4	大畑 敦子	伊豆の国市児童発達支援センター
5	渡邊 誠司	伊豆医療福祉センター
6	河野 真人	(福) 伊豆の国市社会福祉協議会
7	山口 恵子	(福) 函要会 特別養護老人ホーム 葦山・ぶなの森
8	菊地 雅秋	(福) 長岡寮湯の家 養護老人ホーム 長岡寮湯の家
9	室伏 利男	伊豆の国市手をつなぐ育成会
10	森野 功	伊豆の国市精神保健福祉会
11	柘植 宗康	伊豆の国市民生委員児童委員協議会
12	濱口 昭	伊豆の国市障害者相談員
13	松本 仁美	静岡県立伊豆の国特別支援学校
14	長崎 良夫	静岡県立東部特別支援学校
15	長谷川 裕己	静岡県立沼津特別支援学校 伊豆田方分校
16	久保田 徹也	伊豆の国市校長会長 伊豆の国市立葦山小学校
17	小池 利絵子	(福) あしたか太陽の丘 障害者就業・生活支援センターひまわり
18	浜村 正典	伊豆の国市福祉事務所

**第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画**

令和6年3月

発行 伊豆の国市健康福祉部福祉事務所障がい福祉課
〒410-2396 静岡県伊豆の国市田京 299-6
TEL 0558-76-8007 FAX 0558-76-8029